

《各論》



第4章 政策分野ごとの現状・課題と主な取り組み

政策分野1 安心して生み育てることができる環境づくり

施策(1) 母子保健

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

母子健康診査のうち妊婦健康診査については、引き続き14回の公費助成を行うとともに、母子感染予防のための検査を拡充しました。新生児に対しては、障害などの予防につながる疾患を早期に発見するため、新たな検査を導入しました。加えて、胎児の発達や母体の健康状態を把握する母子健康診査の重要性を伝え、受診を勧める啓発に取り組みました。

平成25年度から「ハローベビーサポート北九州（妊娠期からの養育支援事業）」を開始し、医療機関と区の保健師が連携しながら妊娠期から子育てを応援する体制を構築しました。

また、子育ての孤立化を防ぐため、保健師等が生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問する「のびのび赤ちゃん訪問事業」を、主任児童委員と協働して実施しました。訪問時には、悩みや不安を尋ねるだけでなく、産後うつを支援するため親子の状況把握や必要な助言を行い、その中でも気になる親子は、保健師等による継続訪問につなぐなど細やかに対応しました。

このように、母子健康診査の充実や乳児家庭全戸訪問の実施、医療機関との連携体制の整備、経済的負担の軽減などに取り組み、母子の健康確保・増進に努めました。

【現状・課題】

ア. 妊娠・出産に対する健康管理

《現状》

妊婦健康診査の受診率は9割程度を維持しています。妊娠高血圧症候群に関する検査では、妊婦の5%前後に尿蛋白(+)以上が確認されています。また、両親の喫煙率は減少しているものの、父親の4割強が喫煙しており、30代、40代の女性の喫煙率は全国平均を上回っています。タバコの煙が胎児の発育や子どもの健康に悪影響を及ぼすことが懸念されています。

さらに、平成22年における本市の出生数に占める低出生体重児の割合は10.7%であり、全国の9.6%を上回っています。

《課題》

- 母子に対する健康診査の確実な受診を進めるとともに、妊娠中の栄養や体重、血圧管理、禁煙の推進など母体の健康管理について、保健指導をする必要があります。また、妊婦や子どもへの受動喫煙の害を防止するために父親、母親、同居家族に対してあらゆる機会に禁煙外来等の情報提供を行うなど、受動喫煙の害について啓発する必要があります。

イ. 子どもの健やかな発達 ～養育支援～

《現状》

出産前後は精神的不調が生じやすい時期であり、産後うつなど心身に変調をきたす母親がいます。また親の約4割が子育てに不安や悩みを感じています。子どもの病気や発育・発達に関する不安を抱えている親も多く、低体重児、多胎児、障害児など養育支援が必要な気になる乳幼児の早期発見・早期対応が求められています。

《課題》

- 妊産婦の不安や悩みに対応するためには、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援する体制が必要です。特に、特定妊婦*1などに対しては、虐待予防の観点から医療機関と連携した支援が必要です。
- 子育ての孤立化を防ぐため、乳幼児のいる全ての家庭を把握し、早期にかかわることが重要です。また、発達障害を早期に発見するための仕組みづくりや発達が気になる段階からの相談支援体制を整備する必要があります。

*1：特定妊婦：若年、経済的問題、妊娠葛藤、母子健康手帳未発行、妊娠後期の妊娠届け、妊婦健康診査未受診、多胎、心身の不調などの妊婦

ウ. 子どもの健やかな成長 ～基本的生活習慣～

《現状》

乳幼児期は、親子が触れ合いながら愛着を形成するとともに、適度な運動やバランスの取れた食事、十分な睡眠など、基本的生活習慣を身に付ける大切な時期です。しかし、就学前児童の約2割が午後10時以降に就寝し、また児童の1割は1日に3時間以上テレビやビデオを視聴するなど、生活習慣の見直しが必要と思われる子どもがいます。子どもの食事や栄養についても、不安を持つ親が4割を超えています。

《課題》

- 子どもが健やかに育つために、乳幼児期から正しい生活習慣の定着を図るとともに、食育を推進することが必要です。また、親が子どもと触れ合う時間を十分確保するため、メディアとの上手な付き合い方についても啓発する必要があります。

工. 歯と口の健康

《現状》

本市の3歳児の歯科検診受診率は、54.9%で、3歳児の母子健康診査の受診率91.3%と比較すると36.4ポイントも下回っています。また、むし歯のない3歳児の割合は増えていますが、他の政令指定都市と比べると少ない状況です。さらに、幼児・小学生は、歯ごたえのあるものをいつも食べている割合が低下しているなど、歯と口の健康管理の重要性が十分に理解されていないのではないかと考えられます。

《課題》

- 子どものむし歯は、歯と口の健全な発育と味覚や噛むこと等、食べるための機能の発達に大きく影響することから、家族も含めて乳幼児期からむし歯予防や歯と口の健康管理について広く周知していく必要があります。

才. 思春期保健

《現状》

思春期（10代）は大人への移行期であり、心身ともに成長する大切な時期です。また、思春期における妊娠・出産は、学業の中断につながり、結果として就労を困難にし、子育てに対応できない等、さまざまな問題が起こりやすいとの指摘もあります。このような中、本市では、10代の人工妊娠中絶率や出産率が全国平均に比べ高くなっています。

《課題》

- 生命の尊さを学ぶとともに、自分の体を守り、大切にすることへの理解を深めるため、思春期の健康教育を行う必要があります。
- 10代の妊娠・出産、育児に対しては、継続した養育支援が必要です。

【施策の方向性・柱】

『母子の健康の保持・増進による安心して生み育てるための環境づくり』

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

母親学級や面接での母子健康手帳の交付による必要な知識の普及や相談体制の充実、情報提供などにより、母体の心身の変化が著しい妊娠・出産期における不安の軽減と、健康管理を推進します。父母がともに子育てを楽しめるよう、男性にも分かりやすい子育て情報の提供に努めます。

② 発達気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

乳幼児健診の実施や関係機関との連携などにより、発達気なる子どもの早期発見および早期支援体制の強化を図ります。

③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

10代の妊婦や産後うつ、乳幼児健診未受診などで養育困難な状況にある家庭に対して、乳児家庭の全戸訪問や関係機関と連携した地域での見守り体制の強化などにより、継続した支援を行います。

④ 基本的な生活習慣の定着や食育の推進

育児教室や育児相談等のさまざまな機会を捉え、基本的な生活習慣に関する知識の普及を図り、情報提供を行うとともに、乳幼児の発達段階に応じた食育を推進します。

⑤ 適切な思春期保健の推進

保健、学校、医療等の関係機関が連携して、子どもが思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする思春期保健の推進を図ります。

【成果の指標（目標）】

- | | |
|-----------------------|------------------|
| ① 妊娠 11 週までの妊娠届出者の割合 | 〈25 年度：93.4%⇒増加〉 |
| ② 生後 4 か月までの乳児家庭訪問の割合 | 〈25 年度：88.9%⇒増加〉 |
| ③ 10 代の人工妊娠中絶率 | 〈23 年度：15.2%⇒減少〉 |

(参考データ)

○ 妊婦健康診査受診率

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
98.5%	96.6%	95.5%

資料:北九州市妊婦健康診査受診結果

○ 妊娠高血圧症候群に関する検査(尿蛋白(+))以上

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
5.1%	4.6%	4.6%

資料:北九州市妊婦健康診査受診結果

○ 父親・母親の喫煙率

父親	母親
44.9%	5.9%

資料:北九州市4か月児健診アンケート調査(平成 25 年度)

○ 女性の喫煙率

30 歳代	17.3%(14.2%)
40 歳代	18.7%(16.9%)

資料:北九州市健康づくり実態調査(平成 23 年度)

注:()は、各世代における平成 22 年度の全国女性の喫煙率

○ 出生数に対する低出生体重児(2,500g未満)の割合

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
10.4%	10.7%	9.5%

資料:北九州市衛生統計年報

○ 妊娠届出者のうち、妊娠11週までに届けをした者の割合

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
91.8%	92.0%	93.4%

資料:妊娠届出書集計

○ 子育て支援サービスの認知度と利用度

区分	認知	利用
母親学級や育児学級等	84.8%	52.5%
市民センターなどでの育児相談	86.8%	39.8%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 「産後うつ病質問票」の実施結果

実施件数	要支援者数
6,231 件	883 件(14.2%)

資料:北九州市「産後うつ病質問票」実施結果(平成 25 年度)

○ 出生数のうち、多胎児の出生数に対する割合

平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年
2.2%(181 件)	1.95%(162 件)	1.70%(143 件)

資料:北九州市衛生統計年報

○ 子どもの基本的な生活習慣(平日)

起床時刻が午前9時以降の就学前児童	3.0%
就寝時刻が午後10時以降の就学前児童	25.3%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 子どもの健康や食事について悩みや不安を感じている人の割合(就学前児童の保護者)

悩みの内容	
食事や栄養に関すること	40.4%
病気や発育・発達に関すること	33.5%
子どもの体力に関すること	8.0%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

○ 10代の人工妊娠中絶数および率(平成 23 年)

北九州市	全国	福岡県
336 件(15.2‰)	20,903 件(7.1‰)	1,346 件(10.9‰)

資料:北九州市衛生統計年報、福岡県人口移動調査、

厚生労働省衛生行政報告例、総務省国勢調査

注1:福岡県および全国の率‰は、15~19歳の女性人口千対

注2:北九州市の率‰は、15~19歳の日本人女性人口千対

○ 10代の出産件数および率(平成 23 年)

北九州市	全国
167 人(7.5‰)	13,318 人(4.5‰)

資料:北九州市衛生統計年報、厚生労働省人口動態統計

注:率‰は、15~19歳の日本人女性人口千対

○ 3歳児歯科健康診査受診率

平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
57.0%	54.9%	54.1%

資料:3歳児歯科健康診査受診結果

■ 具体的な取り組み

① 安全に安心して妊娠・出産できる環境づくり

No.	事業名 [担当課]	事業概要
1	母親学級等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子の健康に関する知識を普及するため、妊娠中の健康管理、育児等に関する講義や、妊婦体操などの実習を取り入れた母親学級を開催します。 また、夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催します。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行います。 《母親学級開催回数》 25年度：88回⇒現状維持
2	母子健康手帳の交付 〈すくすく子育て支援事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子の健康状態を記録するとともに、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供および胎児、乳幼児への影響の大きい受動喫煙のリスクについて保健指導を行うなど、母子の健康の保持および増進を図ります。また、妊婦健診の早期受診の勧奨やマタニティマーク等の情報を効果的に提供し、安心して妊娠・出産ができる環境づくりを推進します。 《母親健康手帳の交付率》 25年度：99.9%⇒31年度：100%
再掲 86 新規	父親になる人への情報発信 [子ども家庭局・子育て支援課]	子育ては、一人一人の子どもの成長に寄り添うまたとない機会です。 男性に育児をより楽しんでもらうため、妊娠、出産、そして子育てに関する情報を父親の目線で発信します。

3	<p>母子健康診査</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>妊婦や乳幼児に対する健康診査や新生児のスクリーニング検査等を公費助成することで、経済的な負担を軽減するとともに、母子の健やかな発育を支援します。</p> <p>《妊婦健康診査受診率》 25年度：95.5%⇒31年度：100% 《3歳児健康診査受診率》 25年度：91.8%⇒31年度：100%</p>
4	<p>妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 (すくすく子育て支援事業)</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行います。</p> <p>《開催箇所数》 25年度：135か所⇒全小学校区</p>
5 新規	<p>(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>女性が生涯を通じて女性特有の健康の悩み(思春期の健康相談、避妊、思いがけない妊娠、妊娠、出産、更年期障害等)について相談できる専門窓口を設置します。</p> <p>また、妊産婦の不安や悩みに対応し、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産前・産後サポート体制や相談機能を充実します。</p>
6	<p>日本語と子育て教室</p> <p>[総務企画局・国際政策課]</p>	<p>外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減等を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、あわせて子育て相談を行います。</p> <p>《教室参加者数》 25年度：900人⇒現状維持</p>

7	国民健康保険出産育児一時金の給付 [保健福祉局・保険年金課]	出産育児に係る経済的な負担を軽減するため、他の健康保険で実施されている制度と同様、出産時に世帯主に対して、出産育児一時金を支給します。また、被保険者への負担軽減をより一層進めるため、国民健康保険から医療機関等に出産に係る費用を直接支払う制度（直接支払制度）を実施します。
8	健康相談 [保健福祉局・健康推進課]	市民センター等における定期的な「健康なんでも相談」や区役所における随時の電話や面接相談、また各種集団健康教室への来所者に対する個別相談など、対象者の心身の健康に関する総合的な助言・指導を行います。
9	健康診査（若者・基本健診） [保健福祉局・健康推進課]	職場等で受診する機会のない者（18歳～39歳）や生活保護世帯の者に対し、糖尿病等の生活習慣病予防のための若者（基本）健診を実施します。また、出産後の母親についても健康を維持していくため、若者健診の受診促進や、健診をより受けやすい体制づくりを検討します。

② 発達の気になる子どもの早期発見、早期支援体制の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
10	わいわい子育て支援事業 くすくす子育て支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	心身の発達が気になる乳幼児について、医師・臨床心理士・保育士等がチームで相談に応じ、発達障害等を早期に発見し、乳幼児の健全な発達を支援します。 《相談実施回数》 25年度：104回⇒31年度：108回

再掲 166 拡充	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	発達気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。 《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組
---	----------------------------	---

③ 養育支援の必要な家庭に対する支援の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
11	生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。 《乳児家庭全戸訪問の訪問率》 25年度：88.9%⇒31年度：100%
12	産後うつ対策 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉 [子ども家庭局・子育て支援課]	産後のうつ状態等を早期に把握し、きめ細かに支援するため、産後4か月までの家庭訪問時において、全ての産婦に産後うつなどを発見するための質問票を用いるとともに、医療機関と行政が連携し、産後うつに対して早期に対応します。

13	<p>育児支援家庭訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>個々の家庭の抱える養育上の問題の解決や負担の軽減を図るため、出産後間もない時期やさまざまな原因で養育が困難になっている家庭に対して、保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供や専門的な支援を行います。</p> <p>《家庭訪問件数》 25年度：2,424件⇒31年度：2,856件</p>
再掲 4	<p>妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行います。</p> <p>《開催箇所数》 25年度：135か所⇒全小学校区</p>
14 拡充	<p>乳幼児健康診査未受診者フォローアップ事業 〈すくすく子育て支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>虐待につながりやすい状況を早期に把握し予防するため、乳幼児健康診査未受診者に対して、家庭訪問を実施し、受診勧奨するとともに、養育に関する相談に応じます。</p> <p>また、妊婦や乳幼児の健康診査をデータ管理し、受診結果に応じて保健指導を行います。</p> <p>さらに、未受診者のフォローに関して、関係機関と連携し、養育支援を特に必要とする家庭の把握に努めます。</p> <p>《フォローアップ率》 25年度：100%⇒現状維持</p>
15	<p>地域でつくる子育て応援事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援します。</p> <p>《子育て支援のための活動件数》 25年度：130回⇒現状維持</p>

16	<p>保健・医療・福祉・地域連携システム推進事業</p> <p>[保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課]</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>子どもから高齢者まで全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、協働して会議や広報、啓発活動等を行い、区レベルで支援の必要な人を地域で支える地域福祉ネットワークの充実を図ります。</p> <p>具体的には、子育て支援に関する会議の開催や、育児に関する情報提供などを行います。</p>
17	<p>妊娠期からの養育支援事業 〈すくすく子育て支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>妊娠・出産・育児期において、産前産後の心身の不調や家庭環境の問題など、特に養育支援を必要とする家庭を早期に把握し、医療機関と連携しながら、養育支援を行うことにより、家庭の養育力を高め、児童虐待を防止します。</p>

④ 基本的な生活習慣の定着や食育の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
18	<p>育児教室等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>乳幼児の食事・睡眠等の基本的な生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催します。また、土・日曜日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。</p> <p>《育児教室開催回数》 25年度：605回⇒現状維持</p>

19	食を通じた乳幼児等の健康づくり事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行います。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行います。 《教室開催回数》 25年度：15回⇒31年度：18回
20	親子ですすめる食育教室 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、未就学児の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行います。 《教室参加人数》 25年度：1,658人⇒31年度：1,800人
21	「食育推進ネットワーク」の構築 [保健福祉局・健康推進課] [子ども家庭局・保育課] [産業経済局・農林課] [教育委員会・企画課]	「第二次北九州市食育推進計画」に基づき、食育を推進するため、食育に関する講演会や普及啓発を行います。また、食育関係者のネットワークを構築し、情報交換会の開催や情報発信を行うとともに、相互の連携・協力による食育を推進します。 《食育に関心がある人の割合（20歳以上）》 24年度：75.3%⇒30年度：90%以上
再掲 168	保育所等入所児童への食育推進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	保育所等の入所児童を対象に野菜の栽培や調理などの体験活動を行います。また、給食を生きた教材として活用した、食育の推進を図ります。
再掲 169	保育所等を通じた家庭・地域への食育推進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	保育所等において、入所児童の保護者や地域の子育て家庭を対象に、献立表や給食だよりの配布、給食試食会を行います。また、食に関する相談や講演会等を充実していきます。

22	乳幼児歯科健康診査 [保健福祉局・健康推進課]	<p>乳幼児の歯科疾患の早期発見・早期対応を図り、健全な発育・発達、健康の保持増進を図るため、母子保健法第12条に定められた1歳6か月児歯科健康診査及び3歳児歯科健康診査を実施します。</p> <p>《3歳児歯科健康診査を受診した人の割合》 25年度：54.1%⇒29年度：70%</p>
23	親子歯科保健事業 [保健福祉局・健康推進課]	<p>妊産婦、乳幼児やその養育者を対象としたさまざまな歯科保健事業（歯科健診、歯科保健指導、フッ化物塗布等）を実施し、むし歯等の歯科疾患の予防や適切な生活習慣の確立への支援を行い、健全な歯・口腔の育成と口腔機能の獲得を目指します。</p>
24 新規	口腔保健支援センター [保健福祉局・健康推進課]	<p>市民の歯科疾患の予防等による口腔保健の保持増進を目的とし各ライフステージにおいて歯科健（検）診を実施し、歯や口の異常や歯科疾患の早期発見・早期対応を行い、重症化の予防を図るとともに歯と口の健康づくりに対する意識を向上させます。</p>
25 拡充	市民センターを拠点とした健康づくり事業 [保健福祉局・健康推進課]	<p>市民センター等を拠点として、市民が主体となって地域の健康課題について話し合い、目標設定、計画づくり、実践、事業評価を一つのサイクルとした健康づくり事業を、まちづくり協議会が、健康づくり推進員の会、食生活改善推進協議会と連携し、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などの協力により行います。</p> <p>《事業実施まちづくり協議会数》 25年度：111 団体（81.6%） ⇒29年度：136 団体（100%）</p>

再掲 171 [拡充]	小児肥満対策事業 [子ども家庭局・保育課]	幼稚園、保育所を対象に身長体重バランス値調査の実施や、職員に対しての講習会を開催します。また保護者に対して講話や相談会、リーフレットの配布などを行い、小児肥満に関する知識の普及、予防の啓発を行います。 《予防教室および相談会の実施回数》 25年度：0回⇒31年度：20回
-----------------------	------------------------------	---

⑤ 適切な思春期保健の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
26	思春期保健連絡会 [子ども家庭局・子育て支援課] [子ども家庭局・青少年課] [教育委員会・指導第二課] [保健福祉局・保健医療課]	思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にす健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。 また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。 《教室実施回数》 25年度：77回⇒31年度：100回
再掲 5 [新規]	(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	女性が生涯を通じて女性特有の健康の悩み(思春期の健康相談、避妊、思いがけない妊娠、妊娠、出産、更年期障害等)について相談できる専門窓口を設置します。 また、妊産婦の不安や悩みに対応し、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産前・産後サポート体制や相談機能を充実します。

施策（２）母子医療

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

周産期医療体制については、総合周産期母子医療センター（市立医療センター、産業医科大学病院）を含む市内４病院で、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を効果的に提供するとともに、正常分娩を担当する病院・診療所との役割分担・連携を促進しました。

また、北九州市立八幡病院内の小児救急センターをはじめとする２４時間３６５日対応の小児救急医療体制により、軽症から重症患者まで総合的な小児救急医療を提供しています。

経済的負担軽減としては、子どもにかかる医療費の負担軽減を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成している「乳幼児等医療費支給制度」について、平成２２年度から入院医療費の助成対象年齢を小学６年生まで、平成２３年度から中学３年生まで拡充しました。

さらに、不妊に悩む方の心理的負担や治療費の経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費の公費助成を拡充するとともに、専門の窓口で相談に応じました。また、不妊に悩む方同士の交流会も開催しました。

このように、安心して子どもを生み育てることができるよう、妊娠・出産から乳幼児期など子どもの医療体制の充実等に努めてきました。

【現状・課題】

ア. 周産期医療や小児救急医療体制

《現状》

本市の周産期医療については、医療機関の役割分担と連携による産科連携体制を構築するなど先進的な取り組みを行っており、小児救急医療体制も全国的に評価されています。しかし、全国的な医師不足の中、本市も同様の傾向が見られます。

《課題》

- 産科医や小児科医の確保に努めるとともに、優れた周産期医療体制や小児救急医療体制を維持していく必要があります。

イ. 予防接種の接種状況

《現状》

感染症から子どもを守るために、予防接種は非常に効果の高い手段の一つです。本市では、予防接種法に基づき、麻しん（はしか）や風しん、ヒブ、小児用肺炎球菌などの定期予防接種を実施していますが、接種していない子どもがいます。

《課題》

- 子どもを対象とした予防接種の接種者数・接種率は、高水準で推移していますが、一定程度の未接種者が存在していることから、さらなる接種勧奨を強化していく必要があります。
- 風しんについては、成人を対象とした抗体検査を実施し、効果的な予防接種の実施と、先天性風しん症候群の発生予防と将来の感染拡大防止に取り組む必要があります。

ウ. 不妊症と不妊予防

《現状》

体外受精や顕微授精などの特定不妊治療は、医療保険が適用されず、高額な医療費がかかります。また、不妊の要因や治療に関する情報が、まだ十分に周知されていないことから、不妊について約2割の方が不安を感じています。さらに、結婚年齢の上昇や晩産化による妊娠や出産に与える影響も指摘されています。

《課題》

- 安全、安心に妊娠・出産ができる環境づくりを進めるため、不妊治療に関する支援を充実させるとともに、不妊の要因や出産リスクなどについての啓発に取り組む必要があります。

【施策の方向性・柱】

『周産期医療体制や小児救急医療体制の維持・確保』

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保

安心して子どもを産み育てることができるよう、周産期医療や小児救急医療などの体制を維持します。

② 子どもの感染症予防の推進

感染症から子どもを守り、安心して子どもを産み育てることができる環境づくりのため、定期予防接種の必要性について理解を深め、接種率を向上させるなど、適切な実施に取り組みます。

③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

不妊治療について経済的負担の軽減を図るとともに、不妊に関する広報等を行い、治療を行う夫婦のみならずその家族や市民にも不妊治療に関する理解が深まるよう取り組みます。

【成果の指標（目標）】

① 周産期医療、小児救急医療体制 〈維持〉

(参考データ)

○ 保護者がより力を入れて欲しい子育て支援策

就学前 児童	・安心して妊娠・出産、子育てできる医療体制(46.8%) ・子どもの健全な発育に資する、乳幼児の健診や相談などの保育サービス(20.4%)
小学生	・救急医療をはじめとする子どもの医療体制(46.4%)
中学・ 高校生	・救急医療をはじめとする子どもの医療体制(41.4%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

○ 小児科救急の現状

	平成 25 年度
小児救急の患者数	35,393 人

注:小児救急センター、夜間・休日急患センター、門司・若松休日急患診療所の患者数をあわせたもの。

○ 不妊について不安や心配があると感じている人(18 歳以上 40 歳未満の男女)

男性	女性	全体
13.2%	29.1%	19.0%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

■ 具体的な取り組み

① 周産期医療・小児救急医療体制の維持・確保

No.	事業名 [担当課]	事業概要
27	周産期医療体制の維持・確保 [病院局・経営課] [保健福祉局・保健医療課]	<p>母親が安心して出産し、子ども達が健やかに成長できるよう市内の周産期に関わる医療機関による産科連携体制の下、総合周産期母子医療センター等の4つの基幹病院を中核として、リスクの高い分娩や高度な治療が必要な新生児に対する専門的な医療を提供します。</p> <p>また、北九州市医師会が行う医師確保に関する事業への支援を行い、産科等医師の安定的な確保に努めます。</p>
28	小児救急医療体制の維持・確保 [病院局・経営課] [保健福祉局・保健医療課]	<p>軽症から重症患者までの救急医療を提供する小児救急センター（市立八幡病院に併設）を含め、4つの医療機関が24時間体制で小児の救急患者を受け入れる体制を維持・確保するとともに、市内の小児科に関わる医療機関との連携を図ります。</p> <p>また、小児医療関係者と協議を行い、小児救急や虐待防止など小児医療に関する先進都市を目指します。</p>
29	乳幼児等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、乳幼児等の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。</p> <p>持続可能で安定的な制度とするため、財源確保の問題も含め、制度のあり方を検討します。</p>

30 [拡充]	母子公費負担医療費助成 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>妊娠中の疾病や未熟児・心身障害児の重症化を抑制するとともに、保護者の医療費負担の軽減などを図るため、医療費の公費負担等を行います。また、保護者の心身の負担軽減や療育生活の充実を図るため、家庭訪問等による支援を実施します。</p> <p>また、小児慢性特定疾病に対する医療費助成を拡充し、専門員による自立支援を行います。</p>
再掲 56	多子減免制度 (国民健康保険の減免制度) [保健福祉局・保険年金課]	<p>前年の世帯の総所得金額等が300万円以下で、18歳未満の2人以上の子等を扶養する世帯において、国民健康保険料のうち所得に対する部分(所得割額)を減額します。</p>

② 子どもの感染症予防の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
31 [拡充]	予防接種事業 [保健福祉局・保健医療課]	<p>予防接種法で指定する疾病の発生およびまん延を予防することを目的に、各医療機関で予防接種を行います。また、感染症から子どもを守り、安心して子どもを生き育てる環境づくりのため、定期予防接種について理解を深め、接種率の向上等、適切な実施に取り組みます。</p>

③ 不妊治療に関する支援の充実および市民の理解促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
32 拡充	<p>不妊に悩む方への特定治療支援事業 および不妊等専門相談</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。</p> <p>また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減します。</p> <p>今後は不妊の専門相談に加え、不育症の相談にも応じます。</p> <p>《不妊の専門相談件数》 25年度：428件⇒増加</p>

施策（3）子育ての悩みや不安への対応

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

親子の交流の場としては、北九州市の子育て支援拠点施設として「子どもの館」と「子育てふれあい交流プラザ」を設置・運営しています。区においては、区役所や一部の児童館に17か所の「親子ふれあいルーム」を、保育所などに「地域子育て支援センター」を設置し、多くの親子が利用しています。

また、身近な地域で子育てを支える取り組みを進めるため、育児サークルやフリースペース活動への支援、子育てサポーターと連携した支援活動など、市民センター等を拠点としたさまざまな子育て支援に取り組みました。

子どもや家庭に関する総合的な相談窓口として、「子ども・家庭相談コーナー」を全区役所に設置し、さまざまな相談に応じるとともに、市民センター等身近な場所で、妊産婦・乳幼児なんでも相談を定期的で開催するなど、相談しやすい環境づくりに取り組みました。

さらに、平成20年度から授乳やおむつ替えができる施設などを「赤ちゃんの駅」として登録し、官民が協力しながら子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを進めています。

子どもや子育てに関わる情報提供としては、情報誌「北九州市こそだて情報」の発行や、地図と施設情報などをリンクさせたホームページ「子育てマップ北九州」の開設などにより、子育て家庭がいつでも手軽に必要な情報が入手できるよう工夫しています。

このように、親子が交流できる場や相談窓口の整備、複数の媒体による情報提供などにより、子育て中の保護者の悩みや不安などの緩和に努めてきました。

【現状・課題】

ア. 子育てに対する悩み・不安

《現状》

子育ての悩みや不安を感じている保護者の割合は、就学前児童では約4割、小学生では約5割、中学・高校生では約7割と、子どもの年齢が上がるほど増加しています。悩みや不安の内容は、子どもへの接し方や、教育や発達、経済的な負担、友達つきあいなど、多様化・複雑化しています。また、多くの保護者がより力を入れてほしい子育て支援策として、経済的な支援を望んでいます。

《課題》

- 親子が気軽に集い、交流し、情報交換や、子育て相談ができる場などの充実を図る必要があります。
- 子育てに係る経済的な負担の軽減について、検討していく必要があります。

イ. 地域における子育て支援のあり方

《現状》

地域のつながりが希薄化していると言われていの中で、子育て中の親子が孤立しないよう、地域社会全体で子育てを見守り、支えていくという意識の醸成、環境整備が期待されています。

《課題》

- 身近な地域で親子を支える仕組みづくりや、地域社会全体で子どもの成長や子育て家庭を支えるという意識を市民に啓発する必要があります。
- 地域において自主的に活動している育児サークル等の実態把握や、それらの団体への支援やネットワーク化の必要があります。

ウ. 子育てに関する相談体制

《現状》

区役所「子ども・家庭相談コーナー」の相談件数は、平成 20 年度 63,992 件から平成 25 年度 76,801 件へと増加しており、相談内容も多岐にわたり複雑化しています。

《課題》

- 子どもや子育てに関する相談窓口が、市民にとって分かりやすく、利用しやすいものになるよう充実を図る必要があります。

エ. 子育てに関する情報提供

《現状》

子育てに関する情報を入手する方法が、情報誌やホームページだけでなく、親族や友人などの口コミ、幼稚園、保育所からの情報など多様化しています。一方、行政から発信する情報が必要としている市民に十分届いていないという意見や、行政がより一層子育てに関する情報を発信してほしいという意見が少なくありません。

《課題》

- 必要とされる子育てに関する情報がタイムリーに市民に届くよう、情報提供のあり方を見直すとともに、内容を充実させる必要があります。

才. 結婚や出産に関わる希望

《現状》

「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」で、独身の人に結婚観を尋ねたところ、約8割の人が「結婚したい」との意向があります。

また、同調査で、理想的な子どもの人数と実際に持つつもりの人数を尋ねたところ、3人以上と回答した人の割合は、理想では45.5%に対し、実際には15.4%と、理想とする多人数の子どもが持てない現状がうかがえます。その主な理由には、「子育てや教育にお金がかかりすぎるから」「育児の心理的、肉体的負担が大きいから」などが挙げられています。子育てに関する情報を入手する方法が、情報誌やホームページだけでなく、親族や友人などの口コミ、幼稚園、保育所からの情報など多様化しています。一方、行政から発信する情報が必要としている市民に十分届いていないという意見や、行政がより一層子育てに関する情報を発信してほしいという意見が少なくありません。

《課題》

- 若い世代が持つ結婚・出産への希望がかなえられるよう、結婚や家族を持つことへの情報提供や行政が担う支援の形について検討する必要があります。
- 多子世帯が抱える心身への負担や経済的負担の軽減など、子どもが欲しいと思う人の希望がかなう、子育てしやすい社会づくりへの取り組みを進める必要があります。

【施策の方向性・柱】

『市民みんなで子どもや家庭を支援する、子育てに優しい地域社会の実現』

① 地域における子育て支援の環境づくり

身近な地域における子育てを支えるネットワークづくりなど、地域社会全体で子育てを支援する環境づくりを進めます。また、子育て家庭の状況に応じて、必要な人に必要な経済的支援を適切に行います。

② 市民が利用しやすい相談体制

子育てに悩みや不安を持つ保護者が、分かりやすく利用しやすい相談体制を整備します。

③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

子育て中の人を知りたい情報をタイムリーに手軽に入手できるよう、情報誌やホームページなどを活用した情報提供を行います。

④ 少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援

人口減少・超高齢化など少子化が進む危機的状況を克服するため、若い世代の結婚・出産・子育ての希望がかなえられるようさまざまな取り組みを進めます。また、子育ての悩みは社会環境の変化に応じて多様化・複雑化するなど新たな課題も発生しており、これらに対応し、保護者が感じる負担が軽減されるよう工夫しながら支援に取り組めます。

【成果の指標（目標）】

① 子育ての悩みや不安を感じる人の割合

(i)就学前児童	〈25年度：44.7%⇒減少〉
(ii)小学生	〈25年度：51.7%⇒減少〉
(iii)中・高校生	〈25年度：69.1%⇒減少〉

② 子育てが地域の人に支えられていると感じる人の割合

(i)就学前児童	〈25年度：44.3%⇒増加〉
(ii)小学生	〈25年度：59.9%⇒増加〉
(iii)中・高校生	〈25年度：50.1%⇒増加〉

(参考データ)

○ 子育ての悩みや不安を感じている保護者の割合

区分	平成 20 年度	平成 25 年度
就学前児童の保護者	53.9%	44.7%
小学生の保護者	64.3%	51.7%
中学・高校生の保護者	72.8%	69.1%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 保護者が子育てに関して日常的に悩んでいること(抜粋)

就学前児童	1位 子どもを叱りすぎている気がする(42.5%) 2位 食事や栄養(40.4%) 3位 病気や発育・発達(33.5%)
小学生	1位 子どもを叱りすぎている気がする(38.5%) 2位 子どもの教育(37.1%) 3位 友だちづきあい(26.3%)
中学・高校生	1位 卒業後の進路に関すること(70.1%) 2位 子どもの学業(成績等)に関すること(62.4%) 3位 将来の子ども就職に関すること(58.5%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策(抜粋)

就学前児童	1位 子育てに関する公的な経済的支援(63.6%) 2位 安心して子育てと仕事を両立できる職場環境(58.5%) 3位 子育て家庭が利用しやすい、公園や子育て支援施設等(52.2%)
小学生	1位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(62.4%) 2位 救急医療をはじめとする子どもの医療体制(46.4%) 3位 子育てに関する公的な経済的支援(44.9%)
中学・高校生	1位 子育てに関する公的な経済的支援(48.1%) 2位 いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(41.6%) 3位 救急医療をはじめとする子どもの医療体制(41.4%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

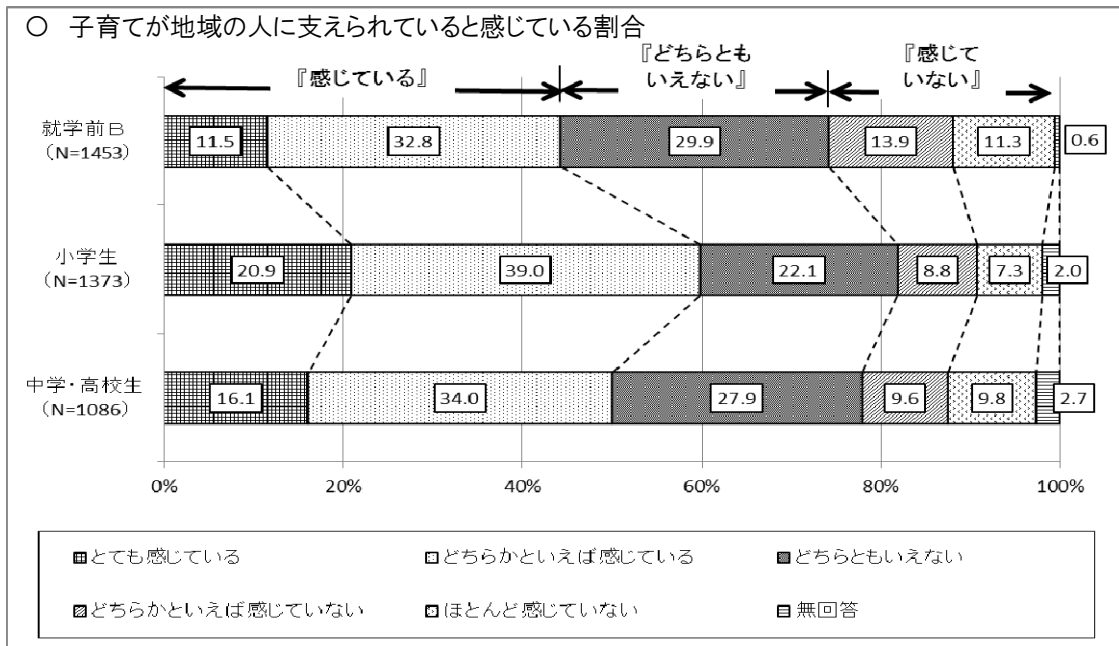
注:複数回答

○ より力を入れて欲しい情報発信の手段(抜粋)

就学前児童	1位 保育所、幼稚園(56.0%) 2位 市政だよりなどの市の発行物(36.3%) 3位 無料で配布される地域の情報誌(28.8%) 4位 スマートフォン(25.1%)
小学生	1位 学校(77.1%) 2位 市政だよりなどの市の発行物(36.3%) 3位 区役所や市の機関(19.4%) 4位 無料で配布される地域の情報誌(28.8%)
中学・高校生	1位 学校(77.1%) 2位 市政だよりなどの市の発行物(36.3%) 3位 テレビ、ラジオ(23.8%) 4位 区役所や市の機関(19.4%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答



資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

※「結婚に対する考え」は、19 ページに掲載

※「理想的な子どもの人数」「実際に持つつもりの子どもの人数」は、20 ページに掲載

■ 具体的な取り組み

① 地域における子育て支援の環境づくり

【地域や家庭への啓発】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
33	子ども家庭レポートの発行 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	本市が取り組んでいる子どもの健全育成や子育て支援についての成果や課題、データを盛り込んだ「子ども家庭レポート」を発行し、幅広く市民に周知することにより、子どもの成長と子育てを地域で支える環境づくりに努めます。
34	人にやさしいまちづくりの推進 [保健福祉局・総務課]	子どもから高齢者まで、誰もが住み慣れた家庭や地域で安心して快適に生活できる「人にやさしいまち」を実現するため、年齢や障害の有無などの違いを相互に理解し、尊重し合う「心のバリアフリー」を推進するための啓発事業や情報提供を行います。
35	子どもの人権に関する啓発 [保健福祉局・人権文化推進課]	子どもの人権を尊重する意識を高めるために、人権週間記念講演会、ふれあいフェスタなどの行事や、人権啓発映画の制作・放送、人権を考えるラジオ番組「明日への伝言板」の制作・放送、人権の約束事運動などを通じて、子どもの人権についての普及・啓発に努めます。 《ふれあいフェスタ等参加者数》 25年度：8,300人⇒31年度：8,500人

【地域における子育て支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
36	<p>赤ちゃんの駅登録事業</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>官民が協力して、乳幼児を持つ保護者が外出した際、授乳やおむつ替えができる施設を、「赤ちゃんの駅」として登録し、子育て家庭が安心して外出できる環境づくりを行います。</p> <p>《登録施設数》 25年度：353施設⇒31年度：400施設</p>
37	<p>親子ふれあいルームの充実</p> <p>拡充 [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実や利用日の拡大、相談対応の充実などの機能強化を図ります。また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組みます。</p> <p>《利用者数（乳幼児数）》 25年度：41,910人⇒31年度：44,489人</p>
38	<p>「わらべの日」(子育て支援の日)事業 (子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業)</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>中学生以下の子どもを連れた家族や団体等が、協力施設・店舗を利用すると、割引やサービスを受けることができる「わらべの日」(毎月第二日曜日)を設け、子どもと親がふれあう機会を拡大し、家庭・企業・地域全体が協働で子育てを支援する意識の醸成を図ります。</p> <p>《協力店舗・施設数》 25年度：302施設⇒31年度：500施設</p>

<p>39</p> <p>新規</p>	<p>(仮称) 地域みんなで子育て支援事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>市民センターなどの身近な地域を拠点とした子育て支援活動を通じて、子育てを支えるネットワークづくりを行い、地域社会全体で子育てを支援する仕組みづくりを促進します。</p> <p>具体的には平成26年度まで実施する「子育てに優しいまちづくり推進事業」の成果や課題を踏まえて、子育て支援アドバイザーの派遣、経費への助成や人材育成などの支援のあり方について検討していきます。</p>
<p>再掲</p> <p>15</p>	<p>地域でつくる子育て応援事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>区の保健・医療・福祉・地域連携推進協議会やまちづくり協議会等と連携し、子育てに関するボランティア活動や地域特性を生かした子育て支援活動等を支援します。</p> <p>《子育て支援のための活動件数》 25年度：130回⇒現状維持</p>
<p>40</p>	<p>育児サークル・フリースペース活動への支援</p> <p>〈みんなの子育て・親育ち支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>乳幼児の親同士が交流を通じて、自主的な活動を行えるよう育児サークルを支援します。また、自由に参加・利用できるフリースペースの活動を支援するとともに、地域で子育てをしやすいシステムづくり、仲間づくりを支援します。</p> <p>《子育てに関わる団体等への補助件数》 25年度：100件⇒31年度：130件</p>
<p>再掲</p> <p>6</p>	<p>日本語と子育て教室</p> <p>[総務企画局・国際政策課]</p>	<p>外国人市民の子育ての悩みなどの負担軽減等を図るため、外国人市民を対象とした日本語教室を子育て支援施設で開催し、あわせて子育て相談を行います。</p> <p>《教室参加者数》 25年度：900人⇒現状維持</p>

<p>再掲 16</p>	<p>保健・医療・福祉・地域連携システム 推進事業</p> <p>[保健福祉局・いのちをつなぐネット ワーク推進課] [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>子どもから高齢者まで全ての人が住み慣れた地域で安心して暮らしていくため、地域住民をはじめ、地域団体、保健・医療・福祉団体、民間事業者、行政などの関係機関が、協働して会議や広報、啓発活動等を行い、区レベルで支援の必要な人を地域で支える地域福祉ネットワークの充実を図ります。</p> <p>具体的には、子育て支援に関する会議の開催や、育児に関する情報提供などを行います。</p>
<p>41</p>	<p>学校支援地域本部事業</p> <p>[教育委員会・生涯学習課]</p>	<p>教員が子どもと向き合う時間の拡充や地域の教育力の向上を図るため、各学校支援地域本部に地域コーディネーターを配置し、地域の協力のもと学校の要望に応じて教育活動を支援する体制づくりを推進します。</p> <p>具体的には、地域のボランティアの協力による登下校時の安全指導、環境整備支援、学校行事支援、学習支援など教育活動の支援を行っています。</p> <p>《学校支援地域本部設置中学校区数》 25年度：28 中学校区⇒30 年度：全中学校区</p>
<p>42</p>	<p>子育てネットワークの充実</p> <p>[教育委員会・生涯学習課]</p>	<p>子育てサポーター養成講座を実施し、市民センターを拠点として活動する「子育てサポーター」を養成します。子育てサポーターは、子育てに関する保護者の悩みや不安の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援します。</p> <p>また、子育てサポーターフォローアップ研修、子育てサポーターリーダー養成研修を行います。さらに、サポーター間の交流を深め、意見交換や情報交換を通して相互の連携・協力を図るため、交流会を実施します。</p>

【子育て支援拠点施設】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
43	<p>子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営 〈子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>子どもの豊かな感性や創造力を育み、子育て中の保護者が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援拠点施設として、「子どもの館」や「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行います。</p> <p>《子どもの館年間入場者数》 25年度：789,184人⇒増加 《子育てふれあい交流プラザ年間入場者数》 25年度：457,513人⇒増加</p>

【幼稚園、保育所等施設における地域に対する子育て支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 166 拡充	<p>親子通園事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>発達気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組</p>
再掲 164	<p>地域子育て支援センター事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>子育て家庭への支援活動を企画、調整、実施する保育士等の職員を配置し、育児不安等についての相談・指導や育児サークル等への支援を行います。</p>

再掲 134	子育て支援員の養成・配置 [子ども家庭局・保育課]	北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」を実施します。保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等、地域に根ざす保育所として、子育て家庭支援の中心的役割を担います。 《配置施設数》 25年度：全ての保育所⇒現状維持
再掲 167	保育所における地域活動事業 [子ども家庭局・保育課]	保育の専門知識を生かし、在園児だけではなく近隣の在宅親子へ育児情報の提供を行ったり、育児相談を行ったりして、子育ての悩みや不安を緩和する役割を担います。 また、施設や園庭等を活用した幅広い活動を実施し、開かれた保育所づくりを推進します。 《実施施設数》 25年度：151施設⇒31年度：全ての保育所
再掲 161 拡充	幼稚園における子育て支援機能の充実 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	私立幼稚園における未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援します。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高めます。 さらに、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、子育て支援機能の充実に向けた取組みを支援します。 《子育て支援事業の実施施設数》 25年度：95施設⇒31年度：全施設
44	ショートステイ・トワイライトステイ事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童養護施設等において、保護者の疾病、冠婚葬祭、出張等の理由により宿泊を伴う一時的保育を行う「ショートステイ」と、保護者の仕事の都合等により帰宅が夜間にわたるため生活指導や夕食の提供を行う「トワイライトステイ」を実施します。また、「ほっと子育てふれあい事業」など他の関連サービスとの十分な連携を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。

【子育て支援を行う地域の人材の活用・育成】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
45	ほっと子育てふれあい事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	ほっと子育てふれあいセンターにおいて、地域で子育ての援助を行いたい人と子育ての援助を受けたい人とで、ボランティア組織をつくり、会員同士で子どもの預かりや送迎など子育てサービスを行います。 《会員数》 25年度：2,745人⇒31年度：2,600人
再掲 178	放課後児童ヘルパーの活用 [子ども家庭局・子育て支援課]	地域の特色を活かした放課後児童クラブの活動を推進していくため、各クラブが、地域の人材を「放課後児童ヘルパー」として活用するための取り組みを支援していきます。 《ヘルパー活用クラブの割合》 25年度：35.5%⇒向上
46	社会福祉ボランティア大学校運営委託 [保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課]	地域福祉活動やボランティア活動を担う人材育成に資するため、ボランティア・市民活動センターと一体となり、市民に広く研修機会を提供します。
47	シルバー人材センターによる高齢者活用子育て支援事業 [産業経済局・雇用政策課]	シルバー人材センターの業務の一つとして、子守、保育所の送迎、保育補助、産前産後の手伝い、託児等を実施します。 《受注件数》 25年度：383件⇒31年度：400件

48	<p>スクールヘルパーの配置</p> <p>[教育委員会・指導企画課]</p>	<p>保護者や地域の方などを「スクールヘルパー」として学校に登録し、学校教育の場においてボランティアとして教育活動支援を行います。</p> <p>具体的には、校内巡視活動や登下校時の見守りなどの安全対策活動や、学校図書館運営の支援（ブックヘルパー）など、学校の教育活動の支援を行います。</p> <p>《延べ活動人数》 30年度：120,000人程度</p>
49	<p>経済界との連携による学校支援事業</p> <p>拡充 [教育委員会・生涯学習課]</p>	<p>経済界との連携により、企業がもつ人材や経営のノウハウなどを生かし、出前授業や体験活動などに取り組みます。</p> <p>○PTA活動活性化の支援 ○企業従業員の親学支援 など</p> <p>《小学校応援団による支援対象校数》 25年度：13小学校⇒31年度：全小学校</p>

【ボランティアやNPO活動への支援・育成】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
50	<p>NPO・ボランティア活動促進事業</p> <p>[市民文化スポーツ局・市民活動推進課]</p>	<p>市民活動促進のため、市民活動サポートセンターを拠点として、NPO・ボランティア活動や協働等に関する相談、情報提供、研修の開催などの各種支援を実施します。</p>
51	<p>市民活動保険</p> <p>[市民文化スポーツ局・市民活動推進課]</p>	<p>市民が安心して地域活動やボランティア活動に参加できるよう、市が保険料を負担し、活動中の思わぬ事故によって経済的な負担が重くならないように、一定の補償を行う保険制度を実施します。</p>

52	NPO公益活動支援事業 [市民文化スポーツ局・市民活動推進課]	NPO等が専門性を発揮して行う取り組みや、市と協働した取り組みに対して、事業費の一部を助成するなどの支援を行います。 《補助金交付件数（累計）》 25年度：52件⇒31年度：78件
53	ボランティア活動促進事業 [保健福祉局・いのちをつなぐネットワーク推進課]	北九州市社会福祉協議会が実施しているボランティアの育成や、コーディネート、情報収集・発信等のボランティア活動支援に対して補助金を交付します。 《ボランティア登録団体数》 25年度：687団体⇒増加 《ボランティア登録人数》 25年度：22,919人⇒増加

【市民センターの活用と地域活動への支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
54	コミュニティ支援機能の充実 〈地域総括補助金〉 [市民文化スポーツ局・地域振興課]	地域住民が一体となった、住民主体の地域づくり・まちづくりを促進するため、市の各部署が事業ごとに地域団体に交付していた補助金を可能な限り一本化し、まちづくり協議会に交付します。 《地域総括補助金導入団体数》 25年度：128団体⇒31年度：136団体
再掲 25 拡充	市民センターを拠点とした健康づくり事業 [保健福祉局・健康推進課]	市民センター等を拠点として、市民が主体となって「目標設定、計画づくり、実践、事業評価」を一つのサイクルとした健康づくり事業を実施します。この取り組みには、住民やまちづくり協議会、健康づくり推進員の会、食生活改善推進協議会、医師会、歯科医師会、薬剤師会、栄養士会、行政（保健師等）などが連携して行います。 《事業実施まちづくり協議会数》 25年度：111団体（81.6%） ⇒29年度：136団体（100%）

【子育てに係る経済的な負担の軽減】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 29	乳幼児等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児等の健康の保持と健やかな育成を図るため、乳幼児等の保険診療による医療費の自己負担額を助成します。 持続可能で安定的な制度とするため、財源確保の問題も含め、制度のあり方を検討します。
再掲 32 [拡充]	不妊に悩む方への特定治療支援事業 および不妊等専門相談 [子ども家庭局・子育て支援課]	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減します。 今後は不妊の専門相談に加え、不育症の相談にも応じます。 《不妊の専門相談件数》 25年度：428件⇒増加
55	児童手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的に、児童手当を支給します。 なお、3歳以上小学校修了前の第3子以降には、加算して手当を支給します。
再掲 251	母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度の利用促進 [子ども家庭局・子育て支援課]	ひとり親家庭や寡婦の経済的自立の促進および生活意欲の向上を図るため、貸付の利用を促進します。 《貸付件数》 25年度：491件⇒増加

再掲 252	ひとり親家庭等医療費支給事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	母子家庭の母または父子家庭の父および児童、父母のない児童の健康の向上と福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。
再掲 253	児童扶養手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童の福祉の増進を図ることを目的として、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について児童扶養手当を支給します。
再掲 30 拡充	母子公費負担医療費助成 [子ども家庭局・子育て支援課]	妊娠中の疾病や未熟児・心身障害児の重症化を抑制するとともに、保護者の医療費負担の軽減などを行うため、医療費の公費負担等を行います。また、保護者の心身の負担軽減や療育生活の充実を図るため、家庭訪問等による支援を実施します。 また、小児慢性特定疾病に対する医療費助成を拡充し、専門員による自立支援を行います。
再掲 289	障害児福祉手当 [保健福祉局・障害福祉課]	日常生活において、常時、特別な介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある子どもに対し、その障害によって生じる特別な負担の軽減を図ることを目的として手当を支給します。
再掲 290	特別児童扶養手当 [保健福祉局・障害福祉課]	身体障害・知的障害・精神障害の状態（重度・中度）にある20歳未満の障害のある子どもを扶養している父母等に手当を支給します。
再掲 291	重度障害者医療費支給制度 [保健福祉局・障害福祉課]	重度の障害のある子どもの健康の保持および福祉の増進を図るため、保険診療による医療費の自己負担額を助成します。

再掲 292	重度障害者タクシー乗車運賃助成事業 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の重度障害児（者）の社会参加の促進を図るため、タクシーの乗車運賃の一部を助成し、重度障害児（者）の外出を支援します。 《助成者数》 25年度：4,799人⇒増加
再掲 7	国民健康保険出産育児一時金の給付 [保健福祉局・保険年金課]	出産育児に係る経済的な負担を軽減するため、他の健康保険で実施されている制度と同様、出産時に世帯主に対して、出産育児一時金を支給します。 また、被保険者への負担軽減をより一層進めるため、国民健康保険から医療機関等に出産に係る費用を直接支払う制度（直接支払制度）を実施します。
56	多子減免制度 （国民健康保険の減免制度） [保健福祉局・保険年金課]	前年の世帯の総所得金額等が300万円以下で、18歳未満の2人以上の子等を扶養する世帯において、国民健康保険料のうち所得に対する部分（所得割額）を減額します。
57	私立幼稚園就園奨励事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	保護者の経済的負担の軽減と公私幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園に通う園児の世帯に対して、所得に応じて保育料等への補助を行います。 また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。
再掲 145 新規	私立幼稚園等保育料の負担軽減 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園等の利用者負担（保育料）については、国の示す利用者負担額を基準としながら、保護者の負担軽減に努めます。 また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。

再掲 146	保育料の軽減 [子ども家庭局・保育課]	<p>保育所等の利用者負担(保育料)については、国の示す利用者負担額を基準としながら、保護者の負担軽減に努めます。</p> <p>また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。</p>
-----------	----------------------------	--

② 市民が利用しやすい相談体制

No.	事業名 [担当課]	事業概要
58	子ども・家庭相談コーナー運営事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	<p>区役所の子ども・家庭相談コーナーで、子どもと家庭に関するあらゆる相談に応じ、それぞれの内容に応じた支援・対応を行い、相談者の不安や負担感の軽減を図ります。</p> <p>《相談件数》 25年度：76,801件⇒増加</p>
再掲 165	子育て支援総合コーディネーター事業 [子ども家庭局・保育課]	<p>子育て支援サロン“ぴあちえーれ”に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行います。</p> <p>また、育児講座を開催するなど、子育て支援の充実を図ります。</p> <p>《育児講座実施回数》 25年度：10回⇒現状維持</p>

再掲 4	<p>妊産婦・乳幼児なんでも相談等の実施 くすくす子育て支援事業)</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>育児不安の軽減を図るため、市民センター等地域の身近な場所で、保健師による相談を定期的実施し、出産や育児、子どもの成長発達についての個別相談や保健指導を行います。また、講話などにより子育てに関する情報提供を行います。</p> <p>《開催箇所数》 25年度：135か所⇒全小学校区</p>
再掲 5 新規	<p>(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>女性が生涯を通じて女性特有の健康の悩み(思春期の健康相談、避妊、思いがけない妊娠、妊娠、出産、更年期障害等)について相談できる専門窓口を設置します。</p> <p>また、妊産婦の不安や悩みに対応し、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産前・産後サポート体制や相談機能を充実します。</p>
59	<p>子ども総合センターの運営</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>児童福祉法に基づく児童福祉の専門的行政機関として、子どもに関する相談の受付、助言や指導、心理判定、障害の判定、一時保護など児童相談所業務を行います。また、児童虐待、非行、不登校などのさまざまな課題、悩みを抱える子どもや保護者を支援するため、カウンセリングやケースワーク、関係機関との調整・連携等に取り組みます。</p>
60	<p>「24時間子ども相談ホットライン」事業</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>いじめ・不登校等子どもの不安や悩み、保護者の子育てに関する悩み、児童虐待の緊急対応など、24時間体制で電話相談を受け付けます。</p>

61	<p>保健福祉オンブズパーソン事業</p> <p>[保健福祉局・監査指導課]</p>	<p>市が実施し、または所管する保健福祉サービスに関する利用者および利用希望者からの苦情を、中立かつ公正な第三者である保健福祉オンブズパーソンを通して簡易かつ迅速に処理することにより、利用者等の権利および利益を保護し、保健福祉サービスの質の確保を図るとともに、子育てに優しいまちづくりを推進します。</p>
再掲 279	<p>高齢者・障害者相談コーナーの運営</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>障害者や高齢者の状況に応じた総合的なサービスを提供するため、各区役所において、健康づくりから介護サービスまであらゆる相談を受け付けます。</p>

③ 必要とされる子育てに関する情報が市民に届く仕組みづくり

No.	事業名 [担当課]	事業概要
62	子育て支援に関する情報発信の充実・強化 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子育て中の人々が、子どもの成長に応じた情報をタイムリーに、かつ手軽に入手できるよう、ホームページやフェイスブック、情報誌の内容や、情報提供方法の充実を図り、必要とされる子育てに関する情報が、市民に届くよう取り組みます。
再掲 172	幼稚園・保育所等情報の積極的な提供 [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・指導第一課]	市民に愛され親しまれる幼稚園、保育所等となるため、また、市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に、施設の情報提供に取り組みます。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者向けの情報を、幼稚園、保育所等を通して提供します。
63	市政だより、市政テレビ、ホームページ等による子育てに関する情報提供 [広報室・広報課]	市政だよりの「特集」掲載や、市政テレビによる子育てに関する番組の放送、ホームページによる年間を通じた情報発信などにより、より多くの市民に効果的に子育てに関する情報を提供します。
64	教育委員会の広報・広聴機能の充実 [教育委員会・企画課]	教育委員会広報紙、ホームページや報道機関に対する情報提供などにより、学校や地域、行政などが行う教育活動等を市民に情報発信するとともに、広く市民からの意見を聴取し、開かれた教育委員会を目指します。 《パブリシティー活動件数》 25年度：157件⇒30年度：250件

65	学校開放週間 [教育委員会・指導企画課]	学校教育に対する理解を深めるとともに、学校の情報を市民と共有することを目的として、11月1日から7日までを中心とした期間に、保護者や市民が自由に学校・園を見学できる「学校開放週間」を実施します。
----	-------------------------	---

④ 少子化への対応や多様化・複雑化した悩みへの支援

【結婚・妊娠・出産への支援】

66 新規	結婚を希望する若者への支援 [子ども家庭局・青少年課]	若者応援サイト「YELL」などを活用し情報発信しながら、結婚や家族を持つことについて、考えるきっかけづくりに取り組みます。また、行政が担う「支援」として、どのような形がふさわしいのか検討を行います。
再掲 32 拡充	不妊に悩む方への特定治療支援事業 および不妊等専門相談 [子ども家庭局・子育て支援課]	不妊に悩む夫婦が、経済的理由で不妊治療を断念することがないように、医療費が高額な特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、経済的負担の軽減を図ります。 また、専門相談窓口を設置し、不妊の要因について啓発普及を推進するとともに、不妊に関するさまざまな相談に応じることで、心身の悩みを軽減します。 今後は不妊の専門相談に加え、不育症の相談にも応じます。 《不妊の専門相談件数》 25年度：428件⇒増加
再掲 5 新規	(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	女性が生涯を通じて女性特有の健康の悩み(思春期の健康相談、避妊、思いがけない妊娠、妊娠、出産、更年期障害等)について相談できる専門窓口を設置します。 また、妊産婦の不安や悩みに対応し、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産前・産後サポート体制や相談機能を充実します。

【多子世帯への支援】

再掲 55	児童手当 [子ども家庭局・子育て支援課]	次代の社会を担う子どもの育ちを支援することを目的に、児童手当を支給します。 なお、3歳以上小学校修了前の第3子以降には、加算して手当を支給します。
再掲 56	多子減免制度 (国民健康保険の減免制度) [保健福祉局・保険年金課]	前年の世帯の総所得金額等が300万円以下で、18歳未満の2人以上の子等を扶養する世帯において、国民健康保険料のうち所得に対する部分(所得割額)を減額します。
再掲 57	私立幼稚園就園奨励事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	保護者の経済的負担の軽減と公私幼稚園間の保護者負担の格差是正を図るため、私立幼稚園に通う園児の世帯に対して、所得に応じて保育料等への補助を行います。 また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。
再掲 145 新規	私立幼稚園等保育料の負担軽減 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園等の利用者負担(保育料)については、国の示す利用者負担額を基準としながら、保護者の負担軽減に努めます。 また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。
再掲 146	保育料の軽減 [子ども家庭局・保育課]	保育所等の利用者負担(保育料)については、国の示す利用者負担額を基準としながら、保護者の負担軽減に努めます。 また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。

<p>67</p> <p>拡充</p>	<p>保育所等の利用調整におけるきょうだい児の優先措置</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>きょうだい児が保育所等の利用を希望する場合、市が行う利用者決定のための調整において、優先度を上げる対象ケースを拡大します。</p>
<p>再掲 110</p>	<p>多子世帯向け市営住宅への優先入居</p> <p>[建築都市局・住宅管理課]</p>	<p>多子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、多子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行います。</p>

施策（４）家庭の教育力の向上

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

教育の原点であり、出発点でもある家庭は、子どもが基本的な生活習慣を身に付け、善悪の判断・規範意識などの倫理観、思いやり、社会的ルール等を学び、心身ともに健やかに育つための重要な役割を担っています

妊娠・出産・乳幼児期においては、「母親学級」や「育児学級」等を開催し、妊娠中の母体の健康管理や子どもの心身の発育・しつけなど育児に必要な知識を提供しました。また、食育の重要性を啓発するため、食生活のポイントをまとめたリーフレットを配布しました。

幼稚園や保育所、小・中学校において、子育てのさまざまな課題を解決していくための知識や能力を習得する場として「家庭教育学級」を開催しました。また、小学生になるまでに身につけてもらいたい基本的な生活習慣について掲載した家庭教育リーフレットの配布などにより、早い段階から保護者の啓発に努めました。

そのほか、「北九州市子どもを育てる10か条」や「非行防止教室」等による継続的な啓発や普及促進などに努め、子どもが規範意識や思いやり、社会のルールを学ぶために、家庭や学校、地域社会が一体となった取り組みを進めました。

このように、子どもが健やかに成長するために、さまざまな学習機会の提供や地域社会での活動を通じて、家庭の教育力の向上に努めました。

【現状・課題】

ア. 基本的な生活習慣

《現状》

基本的な生活習慣を確立するために、乳幼児期は大切な時期ですが、「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」によると、就学前児童の約25%が午後10時以降に就寝しており、生活リズムが整っていない、また睡眠時間が十分でない子どもたちがいると考えられます。小・中学生では、就寝時刻が午後10時以降、起床時刻が午前7時以降の割合は、平成21年度に比べ低くなっているものの、全国に比べると依然として高い状況です。朝食を毎日食べている割合も、本市は、小・中学生ともに、全国に比べ低い数値になっています。

また、「家族の人が話をよく聞いてくれる」と感じていない子どもの割合は、前回調査に比べ、小学生では減少しているものの、中学生では依然増えています。

《課題》

- 子どもが乳幼児期から、睡眠や食事などの基本的な生活習慣を身に付けられるよう、保護者が家庭教育の重要性を認識し、子育てできる環境づくりを行う必要があります。
- 親子間で良好なコミュニケーションが持てる家庭環境づくりを推進する必要があります。

イ. 子育てに関する知識と、地域との連携

《現状》

「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」によると、子育てに関して日常悩んでいること、気になることとして、「子どもを叱りすぎているような気がする」を選択した人の割合が、就学前児童の保護者では 42.5%、小学生の保護者は 38.5%となっています。

また、核家族化の進展や地域とのつながりの希薄化により、祖父母や近隣の住民等から、日々の子育てに対する助言、支援や協力を得ることが困難な状況となっています。

《課題》

- 子育て中の保護者が、地域とのつながりの中で、子どもとの接し方や家庭での教育の仕方など子育てに関する知識を得ることができるような仕組みづくりが必要です。
- また、家庭教育に関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られるため、小学校入学前の早い段階から家庭教育の必要性について啓発していく必要があります。

ウ. 非行防止のための家庭の役割

《現状》

子どもたちの規範意識、自尊感情は、平成 21 年度に比べ向上が見られますが、全国平均を下回っている状態にあります。多くの人が、少年非行の防止には「家庭」が果たす役割が大きいと考えています。

《課題》

- 少年非行や児童虐待を防止するためには、家庭において子どもの規範意識の向上を図ることや、子どもの養育に関する知識を習得することの重要性について、保護者の理解を進める必要があります。

【施策の方向性・柱】

『学習機会や情報の提供などによる家庭の教育力の向上』

① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力の向上

家庭において、基本的な生活習慣や規範意識等を身に付けるとともに、親子のコミュニケーション力を高めることができるよう、学習の機会や情報提供、啓発活動を行うことにより、家庭の教育力の向上に取り組みます。

② 地域等と連携した家庭の教育力の向上

地域等でのさまざまな取り組みを通じて、家庭の教育力の向上を図ります。

③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上

非行や虐待の発生予防はもとより、再発を防ぐため、地域や関係団体と連携しながら、家庭の教育力の向上を図ります。

【成果の指標（目標）】

① 就学前児童の生活状況

- (i) 朝食をほぼ毎日食べている児童の割合 <23年度：93.0%⇒29年度：100%>
- (ii) 就寝時間が午後10時以降の児童の割合 <25年度：25.3%⇒減少>

② 朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した児童生徒の割合

- (i) 小学6年生 <25年度：93.0%⇒30年度：100%>
- (ii) 中学3年生 <25年度：91.9%⇒30年度：100%>

③ 家族の人が話をよく聞いてくれる割合

- (i) 小学6年生 <25年度：85.3%⇒増加>
- (ii) 中学3年生 <25年度：83.9%⇒増加>

(参考データ)

○ 起床時刻

区分	小学校 6 年生		中学校 3 年生	
	本市	全国	本市	全国
7 時以前	65.4%	80.0%	51.6%	71.2%

資料: 全国学力・学習状況調査(平成 25 年度)

※ 子どもの基本的な生活習慣(平日)は、36 ページに掲載。

○ 就寝時刻

区分	小学校 6 年生		中学校 3 年生	
	平成 25 年度	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 21 年度
22 時以前	39.6%	37.6%	5.2%	4.6%
22～23 時	40.6%	41.1%	24.1%	23.4%
23～24 時	15.5%	16.9%	43.9%	41.0%
0 時以降	4.2%	4.3%	26.6%	31.0%

資料: 全国学力・学習状況調査(平成 25 年度)

○ 「朝食摂取割合」および「児童生徒がテレビゲームをする時間」

区分	小学校 6 年生		中学校 3 年生	
	本市	全国	本市	全国
朝食を「毎日食べている」「どちらかといえば食べている」と回答した児童生徒の割合	93.0%	96.3%	91.9%	93.8%
平日に 3 時間以上テレビゲームをする割合	17.9%	14.9%	17.3%	14.3%

資料: 全国学力・学習状況調査(平成 25 年度)

○ 朝食を「ほぼ毎日」食べる児童生徒の割合

就学前	小学生	中学生	高校生
93.0%	93.4%	88.3%	83.3%

資料: 平成 23 年度北九州市健康づくり実態調査

○ 子どもの規範意識や自尊感情などの状況

区 分	小学 6 年生	中学 3 年生
学校の決まりを守っている	87.2%(90.6%)	91.0%(92.5%)
自分にはよいところがある	72.2% (75.7%)	64.2%(66.4%)
将来の夢や目標を持っている	88.2%(87.7%)	73.1%(73.5%)
人の気持ちがわかる人間になりたい	91.6%(93.0%)	93.9%(94.2%)

資料:全国学力・学習状況調査(平成 25 年度)

注:()内は全国

○ 家族の人が話をよく聞いてくれる割合

区 分	小学 6 年生		中学 3 年生	
	そう思う	そう思わない	そう思う	そう思わない
平成 19 年度	86.2%	13.8%	81.9%	18.1%
平成 22 年度	86.3%	13.8%	79.8%	20.2%
平成 25 年度	85.3%	14.8%	83.9%	16.1%

資料:北九州市学校教育実態調査

○ 保護者が子育てに関して日常的に悩んでいること(抜粋)

就学前 児童	子どもを叱りすぎている気がする(42.5%) 子どもとの接し方に自信が持てないこと(10.9%)
小学生	子どもを叱りすぎている気がする(38.5%) 子どものテレビやメディアとの接し方のこと(18.3%) 子どもとの接し方に自信が持てないこと(9.0%)
中学・ 高校生	子どもとの接し方に自信が持てないこと(7.9%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

■ 具体的な取り組み

① 子どもの健全育成の基礎となる家庭の教育力向上

No.	事業名 [担当課]	事業概要
68	家庭・地域への啓発事業 [教育委員会・生涯学習課]	<p>家庭教育について、関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られる中、従来の取り組みに加え、小学校入学前の早い段階からの啓発の実施など、よりきめ細かく家庭の教育力向上に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早寝・早起き・朝ごはんなどの基本的生活習慣の重要性を啓発するリーフレット「きほんのき」（3～5歳児対象）の作成配布 ○全市立幼稚園・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施 ○保育所・私立幼稚園における家庭教育学級の拡充（全園での実施） など <p>《家庭教育学級開設数》 25年度：345か所⇒31年度：370か所</p>
69	PTA活動との連携 [教育委員会・生涯学習課]	<p>各種研修会の実施や意見交換などに加え、子どもの基本的生活習慣の定着に向けた事業などを、PTA協議会と連携して取り組みます。</p>
再掲 42	子育てネットワークの充実 [教育委員会・生涯学習課]	<p>子育てサポーター養成講座を実施し、市民センターを拠点として活動する「子育てサポーター」を養成します。子育てサポーターは、子育てに関する保護者の悩みや不安の軽減を図るため、市民センターにおける「育児サークル」や「フリースペース」等での活動を支援します。</p> <p>また、子育てサポーターフォローアップ研修、子育てサポーターリーダー養成研修を行います。さらに、サポーター間の交流を深め、意見交換や情報交換を通して相互の連携・協力を図るため、交流会を実施します。</p>

70 新規	<p>親育ち支援連続講座等の実施</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>子育てふれあい交流プラザや子どもの館などの子育て支援施設において、その施設の特徴を生かし、幅広い年代にわたる親育ち支援のための講座を体系的に実施します。</p>
71	<p>家庭内事故防止のためのPR</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、「子育てふれあい交流プラザ」内に、日常生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や予防方法を紹介します。</p> <p>《セーフキッズ利用者数》 25年度：11,582人⇒増加</p>
再掲 1	<p>母親学級等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>母子の健康に関する知識を普及するため、妊娠中の健康管理、育児などに関する講義や、妊婦体操などの実習などを取り入れた母親学級を開催します。</p> <p>また、夫婦が協力して出産・育児に取り組む大切さを学ぶため、沐浴や妊婦疑似体験等の実習を取り入れた両親教室を開催します。土・日曜日など父親も参加しやすい日に行います。</p> <p>《母親学級開催回数》 25年度：88回⇒現状維持</p>
再掲 18	<p>育児教室等の実施 〈すくすく子育て支援事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>乳幼児の食事・睡眠等の基本的な生活習慣や、メディアとの付き合い方等子育てに関する知識の普及を図るため、赤ちゃんの育て方や子どもの心と身体の発育・しつけなど育児に必要な知識を中心とした講義や交流会を取り入れた教室を開催します。また、土・日曜日開催や託児を設けるなど、開催方法等を検討し、参加しやすい教室を実施します。</p> <p>《育児教室開催回数》 25年度：605回⇒現状維持</p>

再掲 11	<p>生後4か月までの乳児家庭全戸訪問事業 〈のびのび赤ちゃん訪問事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>生後4か月までの乳児がいる家庭を訪問し、子育ての孤立化を防ぐために、さまざまな不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービス提供に結びつけるよう、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を図ります。</p> <p>《乳幼児全戸訪問の訪問率》 25年度：88.9%⇒31年度：100%</p>
再掲 166 拡充	<p>親子通園事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組</p>
再掲 19	<p>食を通じた乳幼児等の健康づくり事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>妊産婦や乳幼児の食事や栄養について、知識の普及と不安や悩みの軽減を図るため、実習形式で学べる教室の開催及び相談を行います。また、参加できない対象者については、リーフレットの配布等で啓発を行います。</p> <p>《教室開催回数》 25年度：15回⇒31年度：18回</p>
再掲 20	<p>親子ですすめる食育教室</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、未就学児の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行います。</p> <p>《教室参加人数》 25年度：1,658人⇒31年度：1,800人</p>

72	<p>子どもの読書活動の推進</p> <p>[教育委員会・学事課] [教育委員会・指導第一課] [教育委員会・生涯学習課] [教育委員会・中央図書館奉仕課]</p>	<p>学校における10分間読書の継続・充実や家庭への働きかけ等、言葉の力の向上につながる読書習慣の定着を図ります。</p> <p>また、学校図書館職員の配置やブックヘルパー等の活用により、全ての小中学校で学校図書館の常時開館を実現します。</p>
73	<p>ブックスタート（全ての赤ちゃんに本のよろこびを）事業</p> <p>[教育委員会・中央図書館]</p>	<p>絵本を通して親子が楽しい時間を分かち合うことで、「赤ちゃんの心健やかな成長」と「親子の絆を深めること」を支援するきっかけづくりとなるよう、赤ちゃんのいる家庭へ「絵本パック」を無料で配布します。</p> <p>また、本にふれあうきっかけづくりとして、市立図書館、保育所、親子ふれあいルーム等で読み聞かせを実施し、その体験を家庭でも生かしていただけるように努めます。</p>

② 地域等と連携した家庭の教育力の向上

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 37 [拡充]	<p>親子ふれあいルームの充実</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>子育て中の親と子が気軽に集い、相互に交流を図る場である親子ふれあいルームを運営し、施設の充実や利用日の拡大、相談対応の充実などの機能強化を図ります。また、市民センターをはじめ、子育て支援団体、育児サークル等と連携し、ネットワーク化を図るなど、地域における子育て支援に取り組みます。</p> <p>《利用者数（乳幼児数）》 25年度：41,910人⇒31年度：44,489人</p>
再掲 188	<p>家庭・地域・学校の連携推進</p> <p>[教育委員会・生涯学習課] [教育委員会・企画課]</p>	<p>地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」や、子どもの生きる力を育み、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実など、地域や家庭と学校が一体となった取り組みを推進します。</p> <p>《市民センターでの子ども交流事業や体験活動への参加者数》 25年度：59,775人⇒30年度：70,000人</p>

74	北九州市子どもを育てる10か条の普及促進活動 [教育委員会・生涯学習課]	子どもの基本的生活習慣の定着や、家庭や地域の教育力の向上を図るため、「早寝・早起き・朝ごはん運動」や「北九州市子どもを育てる10か条」を、市民に広く実践してもらうための普及促進を図ります。
75	「子どもまつり」の充実 [子ども家庭局・青少年課]	家庭におけるコミュニケーションの促進を図るため、「子どもまつり」の中で親子のふれあい等を高めることができる催しを実施します。 《来場者数》 25年度：79,264人⇒増加

③ 非行や虐待を生まないための家庭の教育力の向上

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 214	非行防止活動の推進 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉 [子ども家庭局・青少年課] [教育委員会・指導第二課]	ネットによる誹謗中傷や有害サイト、危険ドラッグ等の課題にも対応した非行防止教室を実施するなど、児童生徒の規範教育の充実を図ります。また、PTA等とも連携し、保護者や地域住民に対して非行に関する現状や対策等を周知するなど、非行の未然防止や早期解決を図るための取り組みを進めます。
76	家族のためのペアレントトレーニング事業 [子ども家庭局・子ども総合センター]	虐待の再発防止および発生予防を図るため、「虐待を行った保護者」および「養育不安のある保護者」に対して、「家族再統合コース」、「養育不安コース」の二種類のプログラムを実施し、児童に対する養育技術に関する訓練を行います。 また、保護者がより受講しやすいプログラムである「コモンセンスペアレンティング」の導入についても検証し、より効果的な事業となるよう取り組みます。

施策（５）仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

男女が共に仕事と子育てを両立できるようにするためには、長時間労働などの働き方を見直すことや、男女が協力しながら家庭での責任を果たすことなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が図られていることが重要です。

このため、平成20年に企業、働く人、市民、行政が一体となって「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を設立し、企業等の取組み支援や市民への広報啓発に取り組んできました。さらに、子育て支援や男女がともに働きやすい環境づくりなど積極的に取り組んでいる企業等を「ワーク・ライフ・バランス表彰」として表彰し、その取組内容を広く周知しました。

また、小・中学校等を通じて保護者に「ワーク・ライフ・バランス新聞」を配布するなど、市民の理解を深めるための啓発に取り組みました。

その結果、平成24年度には全国規模の賞を市内2企業が受賞し、また市民の「ワーク・ライフ・バランス」という言葉の認知度も6割を超えるなど、企業や地域においてワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組みが進みました。

【現状・課題】

ア. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）に関する現状認識

《現状》

平成23年度に実施した市民意識調査によると、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）について、「調和がとれている」、「どちらかといえばとれている」と答えた割合は、男性全体で49.8%となっています。

いわゆる「子育て世代」である30代、40代男性のこの割合は、30代 28.6%、40代 38.2%と低くなっています。

《課題》

- 子どもの成長を喜び、保護者が子育てすることに生きがいを感じるためには、保護者が男女を問わず子育てに向き合え、親子で過ごす充実した時間を持てるなど、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）を進めることが不可欠です。また、企業等の事業者や働く人が働き方やライフスタイルを見直していく必要があります。

イ. 男性の家事・育児への参画状況

《現状》

平成23年度に実施した市民意識調査によると、家庭生活において男女平等と思う人は20.6%で、全国調査47.0%（平成24年実施）のおよそ半分となっています。

また、「家庭内の仕事分担で配偶者に望むもの」については、男性よりも女性が多く挙げています。妻から夫に仕事分担を望む内容としては、「食事の支度をする」（25.1%）、「掃除などをする」（23.9%）などの割合が高くなっています。

《課題》

- 家族を構成する男女がお互いに協力しながら、家庭での責任を果たし、女性だけでなく男性も家事や子育て等に参画していく必要があります。

【施策の方向性・柱】

『子育てしやすい環境づくりのための仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進』

① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、長時間労働の抑制や年休の取得促進など、健康で豊かな生活に向けた働き方の見直しを働きかけていきます。

② 男性の家事・育児への参画促進

男性の家事や子育てへの参画を進めるとともに、男女で協力しながら子育てしやすい環境づくりを進めます。

【成果の指標（目標）】

① 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）がとれていると思う人の割合
〈25年度：41.0%⇒増加〉

② 就学前児童をもつ父親が、家事・育児をしている割合

（i）家事 〈25年度：43.2%⇒増加〉

（ii）育児 〈25年度：76.9%⇒増加〉

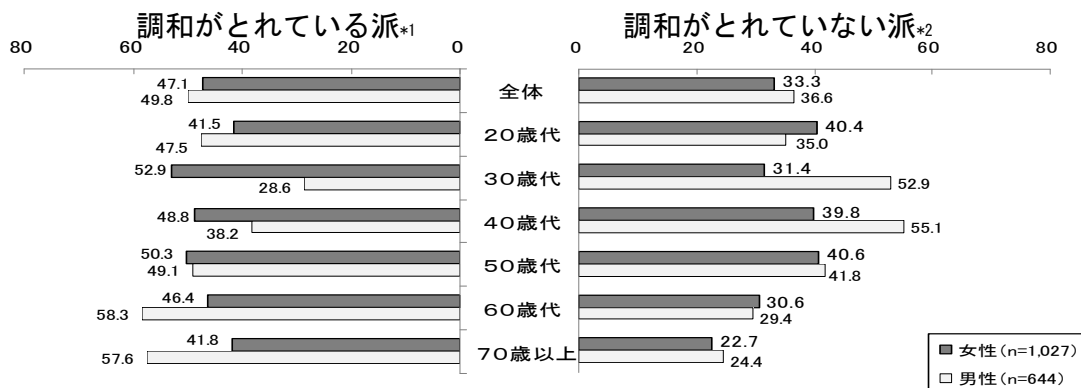
③ 主に子育て（教育を含む）をしているのが「父母ともに」と回答した人の割合

（i）就学前児童 〈25年度：56.4%⇒増加〉

（ii）小学生 〈25年度：59.7%⇒増加〉

(参考データ)

○ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に関する現状認識



資料:北九州市の男女共同参画社会に関する調査(平成23年度)

*1:「調和がとれている」、「どちらかという調和がとれている」の合計

*2:「調和がとれてない」、「どちらかという調和がとれていない」の合計

○ 年次有給休暇(全国の労働者1人当たりの平均年次休暇取得率)

平成21年	47.4%
22年	47.1%
23年	48.1%
24年	49.3%
25年	47.1%

資料:厚生労働省調査

○ 母親の就労率

区分	就学前児童の母親	小学生の母親
フルタイム	26.5%	29.1%
パート	24.7%	35.4%
計	51.2%	64.5%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成25年度)

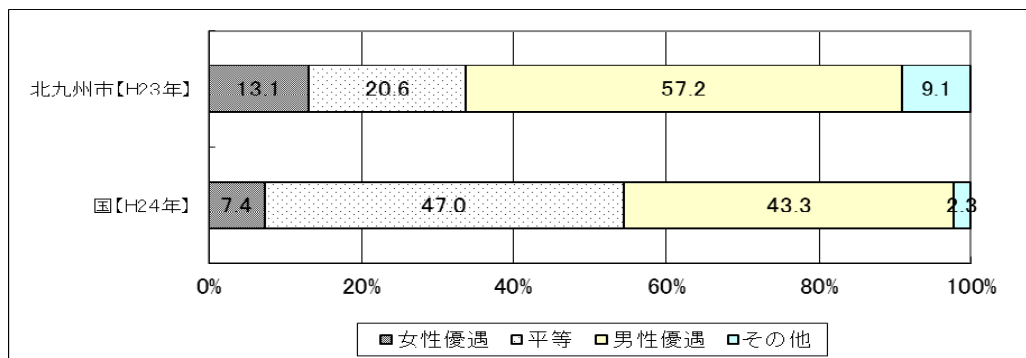
※ 北九州市の女性の年齢階級別労働力率は、12ページに掲載。

○ 「夫は外で働き、妻は家庭を守るべき」という考え方に賛成する人の割合

北九州市	全国
38.7%	51.6%

資料:北九州市の男女共同参画社会に関する調査(平成23年度)
 国は、平成24年度

○ 家庭生活において男女平等と思う割合



資料: 北九州市の男女共同参画社会に関する調査(平成 23 年度)

○ 父親が家事・育児をしている割合

区分	就学前児童の父親	小学生の父親
家事をしている	43.2%	38.1%
育児をしている	76.9%	63.0%

資料: 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 子育て(教育を含む)を主に行っている人の割合

区分	父母ともに	主に母親	主に父親
就学前児童	56.4%	41.9%	0.4%
小学生	59.7%	36.6%	0.8%

資料: 北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

■ 具体的な取り組み

① 事業者等との共同による仕事と生活の調和の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
77	北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会の運営 〈仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業〉 [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	全国に先駆けて、企業・働く人・市民・行政が一体となって設立した「北九州市ワーク・ライフ・バランス推進協議会」を中心に、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進に取り組みます。企業等の事業者や働く人が働き方やライフスタイルを見直し、男女がともに働きながら子育てしやすい環境づくりを推進するため、企業への取り組み支援や広報啓発事業を展開します。
78	ワーク・ライフ・バランス表彰の実施 〈仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業〉 [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	子育て支援や男女が共に働きやすい環境づくり等に取り組む企業・個人等を表彰し、お手本としてその内容を広く紹介することで、企業等事業者や市民がワーク・ライフ・バランスに取り組むよう働きかけます。
79 拡充	企業や地域等でのワーク・ライフ・バランスの取り組み支援 〈仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)推進事業〉 [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	企業等の事業者に対して、仕事と子育て等との両立への理解促進や働きやすい職場環境づくりを働きかけます。また、毎年11月をワーク・ライフ・バランス推進月間とし、その意義や必要性を企業等事業者や市民に周知します。 ○ワーク・ライフ・バランス推進アドバイザー派遣事業 ○企業等への出前セミナー ○子ども参観日 ○ワーク・ライフ・バランス新聞の配布

80	市役所におけるワーク・ライフ・バランスの推進 [総務企画局・人材育成・女性活躍推進課]	職員のワーク・ライフ・バランスを推進するため、「第三期特定事業主行動計画」に基づき、各種研修や啓発活動等による職員の意識改革、仕事の見直し・改善、仕事と子育ての両立支援等について取り組みます。
81	有資格業者の登録における社会的責任・社会貢献の評価 [契約室・管理課]	地元企業のワーク・ライフ・バランス推進等の取り組みを積極的に評価するため、入札参加資格業者の格付における主観点の評価項目の一つとして「子育て支援・男女共同参画」を設け、要件を満たす場合に加点します。 市入札参加資格業者のうち、ワーク・ライフ・バランス等の推進を行っている地元企業の増加を目標としています。
82	家族経営協定の推進 [産業経済局・農林課]	農業経営の場において、意欲と生きがいを持って農業に取り組めるように、家族全員の話し合いによって、労働報酬や休日、役割分担などについて取り決めを行う家族経営協定制度の普及、啓発を図ります。

② 男性の家事・育児への参画促進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
83	男性の家事・育児参画促進 〈男女共同参画センターおよび勤労婦人センター管理運営事業〉 [子ども家庭局・男女共同参画推進課]	家族を構成する男女が共に協力しながら、家庭での責任を果たしていくため、男性が仕事だけでなく、子育て等とともに参画し、家庭等において積極的に役割を果たせるよう支援します。 ○ムーブ、レディスでの男性向け家事・子育て関連講座

84	<p>地域における男女共同参画推進啓発事業</p> <p>[子ども家庭局・男女共同参画推進課]</p>	<p>地域における男女共同参画の推進を図るため、地域で活動している団体・グループ等と協働しながら、市民や若い世代が共感できる広報啓発活動に取り組みます。</p> <p>○男女共同参画フォーラム in 北九州開催支援 ○男女共同参画に係る広報啓発事業 ○若年層向け広報啓発事業</p>
85	<p>小中学生向け副読本作成活用事業 〈男女共同参画基本計画推進事業〉</p> <p>[子ども家庭局・男女共同参画推進課] [教育委員会・指導第一課]</p>	<p>次世代を担う子どもや若い世代が、性別にかかわらず個性と能力を発揮していけるよう、小中学生向け副読本の活用等を通じて、子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進に取り組みます。</p> <p>《副読本活用率》 25年度：100%⇒現状維持</p>
86	<p>父親になる人への情報発信</p> <p>新規 [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>子育ては、一人一人の子どもの成長に寄り添うまたとない機会です。</p> <p>男性に育児をより楽しんでもらうため、妊娠、出産、そして子育てに関する情報を父親の目線で発信します。</p>
87	<p>男2代の子育て講座 〈子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>1歳未満および1年以内に誕生予定の子の父親または祖父を対象に、助産師や看護師、子育て支援関係者を講師に迎え、育児に必要な実習を交えた体験型講座を実施し、男性が子育てに参画することの意義や効果を伝えます。また、講座終了後には「パパシエ」・「ソフリエ」の認定証を授与します。</p>

施策（6）安全・安心なまちづくり

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

安心して暮らせること、安全に活動できることは、子育てしやすいまちづくりを進める上で欠くことのできない重要な要件です。そこで、地域においては見守りを進めるため、地域住民による自主防犯活動を促進するため、自主防犯組織「生活安全パトロール隊」が全小学校区で結成され、約 10,000 人ものパトロール隊員が活躍しています。

また、子どもの交通事故防止のため、通学路での「文」マークの路面標示や、交通安全に関する啓発活動を進めました。

公園は市民にとって身近な憩いの場であり、子ども等が安全で安心して遊び、さまざまな世代の人との交流や多様な体験ができるよう、住民の意見を聞きながら、地域ニーズを踏まえた公園整備に努めました。

道路環境においては、歩道の新設や拡幅、段差解消などのハード面のバリアフリー化を行い、子育て家庭をはじめ、誰もが安全で快適に移動できる環境整備に努めました。

市営住宅においては、入居希望者の中で、特に住宅確保が困難と思われる多子世帯や母子・父子世帯に対し、募集戸数を優先的に確保しました。

このように、子育てしやすい安全・安心なまちづくりに向けて、犯罪防止や交通安全の推進、公園、道路、住環境等の整備を図るとともに、誰もがバリアを感じないまちづくりを行っています。

【現状・課題】

ア. 公園や子育て支援施設など

《現状》

「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」で、より力を入れてほしい子育て支援策を尋ねたところ、就学前児童と小学生の保護者の 5 割以上が、「公園や子育て施設等」を選択しています。また、同様の質問を小学校高学年生（4 年生～6 年生）に尋ねたところ、その 5 割が「公園や施設」を選択しており、保護者だけでなく子どもにとっても、安全・安心して過ごせ、利用しやすい公園や遊び場に対するニーズは高い状況です。

《課題》

- 子どもが安全に安心して遊べ、多様な体験や多世代の交流ができる身近な公園や遊び場を整備する必要があります。

イ. 地域に対する体感治安

《現状》

「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」で、子育てに関して日常悩んでいるこ

とを尋ねたところ、就学前児童と小学生の保護者の約 1 割が「地域の治安」を選択しており、安全に暮らす上での不安を感じています。

《課題》

- 地域の自主防犯・防災活動などの取り組みを推進することにより、子育て家庭を含め市民の体感治安が向上するなど、安全・安心を実感できるまちづくりに取り組む必要があります。

ウ. 道路などの都市環境と交通安全

《現状》

「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」で、より力を入れてほしい子育て支援策について尋ねたところ、就学前児童の保護者の 3 割が「子育て家庭が外出した際に困らない道路などの都市環境」を選択しており、安心して外出できる都市環境の整備に対するニーズがあります。また、平成 24 年には市内で 8,951 件の交通事故が発生し、「自転車や車の運転マナーが悪い」などの市民意見もあります。

《課題》

- 子育て家庭が安心して外出できるバリアフリーのまちづくりを推進する必要があります。
- 交通事故の防止活動を推進する必要があります。

エ. 住環境

《現状》

「子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」で、より力を入れてほしい子育て支援策について尋ねたところ、就学前児童と小学生の保護者の約 1 割が、「公営住宅への入居支援など住宅面での配慮」を選択しており、住環境の整備に対するニーズがあります。

《課題》

- 子育て家庭に対して良質な住宅を確保し、子どもを生き育てやすい住環境の整備を進める必要があります。

【施策の方向性・柱】

『子育て家庭が安全に安心して生活できる、公園、道路、住居等の都市環境づくり』

① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

市民に身近な公園を、地域住民の意見を取り入れながら整備するとともに、小さな子どもの利用に配慮するなど、子育て家庭が安全に安心して遊ぶことができ、利用しやすい公園や遊び場を整備します。

② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

「北九州市安全・安心条例」を制定し、安全・安心に関する意識の高揚を図るとともに、地域における自主的な防犯・防災活動への参加を促進します。「地域安全マップづくり」や「安全セミナー」、消防士による救命救急等の体験授業の実施など、特に子どもに配慮した安全・安心の取り組みを推進します。

③ 子育てに優しい都市環境の整備

ゆとりある道路や立体横断施設のエレベーターなど、バリアフリーのまちづくりを推進し子育て家庭をはじめ、市民が安全に安心して利用できる道路や施設などの都市環境整備を進めます。

④ 子育てしやすい住環境の提供

子育て家庭向けの良質な賃貸住宅の提供や、市営住宅における多子世帯や母子・父子世帯への優先入居など、安全で快適な住宅を確保するとともに、家庭内事故防止のための啓発など、子どもを生き育てやすい住環境づくりを進めます。

⑤ 交通安全の推進

交通事故防止のための安全運動や啓発活動を推進し、シートベルト・チャイルドシートの着用の徹底など、交通事故のない安全なまちづくりを進めます。

【成果の指標（目標）】

- ① 子どもの遊び場や公園に対する満足度 〈25年度：41.4%⇒増加〉
- ② 子どもとの外出時に安心と感じる割合 〈25年度：44.1%⇒増加〉

(参考データ)

○ 保護者がより力を入れてほしい子育て支援策(抜粋)

就学前児童	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て家庭が利用しやすい公園や子育て支援施設等(52.2%) ・子育て家庭が外出した際に困らない、道路などの都市整備(31.9%) ・公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮(12.5%)
小学生	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(62.4%) ・公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮(9.2%)
中学・高校生	<ul style="list-style-type: none"> ・いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(41.6%) ・公営住宅への入居支援など住宅面での子育て家庭に対する配慮(11.8%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

○ 子どもが希望する子育て支援策(抜粋)

小学生 (高学年)	<ul style="list-style-type: none"> いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(54.6%) 安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備(34.1%)
中学・高校生	<ul style="list-style-type: none"> いつでも安全・安心に過ごせる公園や施設(33.6%) 安全で暮らしやすい居住空間や道路環境の整備(33.0%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

■ 具体的な取り組み

① 子育て家庭が利用しやすい公園・遊び場の整備

No.	事業名 [担当課]	事業概要
88	地域に役立つ公園づくり事業 [建設局・公園建設課]	<p>身近な公園の再整備について、小学校区単位のワークショップで計画段階から地域住民の意見を聞き、地域ニーズを反映した整備を行うことで、これまで以上に利用される公園を目指します。</p> <p>《ワークショップ実施校区数》 25年度：22校区⇒32年度：55校区</p>
89 新規	安全・安心を高める防犯環境整備モデル事業 [市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課]	<p>防犯の視点を加えた施設整備を市内に拡げていくため、モデル事業を実施します。対象地域の公共施設を中心に犯罪の起こりにくいまちづくりの視点で点検・ワークショップを実施し、その結果を反映させながら、より安全・安心な施設整備を目指します。</p>
90 新規	子どもの安全・成長に配慮した公園整備事業 [建設局・緑政課]	<p>遊具などの公園施設を活用して、子どもが健やかに成長し、また、犯罪等の被害にあわないよう安全に配慮した公園となるよう、専門家の意見を聞きながら、整備を進めていきます。</p>
91	新・海辺のマスタープラン推進事業 [港湾空港局・計画課]	<p>平成23年5月に策定した「新・海辺のマスタープラン」の目標（「利用できる海辺を増やす」「親しまれる度合いを高める」）を実現するためのさまざまな取り組みを行います。</p> <p>《市民が本市の海辺や港について満足している割合》 25年度：33.6%⇒32年度：75.0%</p>

再掲 43	子どもの館・子育てふれあい交流プラザの運営 〈子どもの館・子育てふれあい交流プラザ運営事業〉 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子どもの豊かな感性や創造力を育み、子育て中の保護者が持つ負担や不安感を解消するための総合的な子育て支援拠点施設として、「子どもの館」や「子育てふれあい交流プラザ」の運営を行います。 《子どもの館年間入場者数》 25年度：789,184人⇒増加 《子育てふれあい交流プラザ年間入場者数》 25年度：457,513人⇒増加
----------	--	---

② 安全・安心を実感できるまちづくりの推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
92 [拡充]	地域安全マップづくり 〈安全・安心力の向上促進事業〉 [市民文化スポーツ局・安全・安心推進課]	子どもの危機回避能力やコミュニケーション能力の向上を図るとともに、地域社会への愛着心を育て、地域住民とともに犯罪に強い地域コミュニティを形成することを目的に市内小学校において「地域安全マップづくり」を行います。
93 [新規]	GIS防犯情報 〈安全・安心力の向上促進事業〉 [市民文化スポーツ局・安全・安心推進課]	警察から提供された情報をGISデータ基盤に入力することで、身近な地域の犯罪情報を視覚的に市民に伝えます。
94	モラル・マナーアップの推進 [市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課]	モラル・マナーアップ関連条例に基づき「路上の喫煙」「ごみのポイ捨て」「飼い犬のふんの放置」「落書き」の4つの行為についての罰則適用など、迷惑行為のない快適な生活の確保を図ります。また、迷惑行為防止に取り組む団体に対して、啓発物品の支援を行い、市内全域で市民が自発的な活動ができるよう取り組みを進めます。

95	<p>「スクール救命士」事業の推進</p> <p>[消防局・救急課]</p>	<p>全市民が応急手当のできる安全・安心なまちとなるよう、小学校、中学校、高校と発育段階に合わせた応急手当の講習を実施します。</p> <p>《小学校の講習実施率》 25年度：87%⇒31年度：100%</p> <p>《中学校の講習実施率》 25年度：85%⇒31年度：100%</p>
96	<p>生活安全パトロール隊の支援</p> <p>〈みんなで守る安全・安心な地域づくり推進事業および地域防犯対策事業〉</p> <p>[市民文化スポーツ局・安全・安心推進課]</p> <p>拡充</p>	<p>地域の自主防犯活動を行う「生活安全パトロール隊」に対し、現在行っている支援に加え、支援物品を充実します。</p> <p>また、指導員を全区に配置し、防犯活動に関する指導・助言等を行うとともに、腕章、帽子などの支援物品を支給するなど、地域の自主防犯活動を推進します。</p> <p>《年間パトロール平均参加人数》 25年度：1,436人⇒31年度：前年度以上</p>
97	<p>安全セミナーの開催</p> <p>〈地域防犯対策事業〉</p> <p>[市民文化スポーツ局・安全・安心推進課]</p>	<p>子どもたちの犯罪被害防止のため、市内の小中学生を対象に「体験型」のセミナーを開催し、子どもの危機回避能力の向上を図ります。</p>
98	<p>ガーディアン・エンジェルスセイフティ・センター運営支援事業</p> <p>〈地域防犯対策事業〉</p> <p>[市民文化スポーツ局・安全・安心推進課]</p>	<p>繁華街での防犯パトロール等を全国的に展開しているNPO法人「日本ガーディアン・エンジェルス」の活動を支援することにより、安全・安心なまちづくり等を推進します。</p>
99	<p>明るく安全なまちづくり街灯整備事業</p> <p>[建設局・道路維持課]</p>	<p>夜間の交通安全の確保を目的に、市民要望を受け、通学路や公共施設の周辺道路などの地域の道路に、街路灯や生活街路灯を整備します。</p>

100	<p>消防“夢”コンサート事業</p> <p>[消防局・人事課]</p>	<p>市内の小学校（特別支援学校含む）に出向き、防火・防災教育の一環としてコンサートを実施します。消防音楽隊による生演奏やカラーガード隊の統制された演技を通じて、本物の音楽の素晴らしさや多くの仲間と音楽を創造するチームワークの重要性を伝える等「心の教育」を実践します。また、火災をはじめとする災害の注意喚起を行い、幼少期からの「防火・防災意識」の高揚と普及を図ります。</p> <p>《年間公演回数》 25年度：46回⇒現状維持</p>
101	<p>「消防士さんといっしょ」事業</p> <p>[消防局・予防課]</p>	<p>将来のまちづくりを担う子どもたちが「防火・防災」について学び、家庭・地域生活の中で実践していく力を育むことを目的に、消防職員が小学校に出向き、「消防のしごと（火事をふせぎ、地震などの災害にそなえる）」をテーマにした授業を行います。</p> <p>《対象校の年間実施率》 25年度：100%⇒現状維持</p>
102	<p>児童見守り消防隊</p> <p>[消防局・警防課]</p>	<p>児童が登下校時等に犯罪に巻き込まれないよう、児童の登下校時の声掛けや業務出向時に通学路のパトロールを実施するなど、関係機関と連携し、安全確保を行います。</p> <p>《見守りパトロール実施件数》 25年度：4,140件⇒前年度以上</p>

103	<p>パパママ救急教室</p> <p>[消防局・救急課]</p>	<p>少子化・核家族化が進む中、子どもの病気やケガへの対応などに不安を抱える保護者が多いことから、子育ての不安を軽減し、また、かけがえのない小さな命を守るため、新米パパママを対象に、子どもに関する応急手当教室を開催します。</p>
104	<p>防災・安全教育の推進</p> <p>[教育委員会・第一課]</p> <p>[教育委員会・第二課]</p> <p>拡充</p>	<p>児童生徒が、日常生活の安全確保のために必要な事項を実践的に理解するとともに、自他の生命尊重を基盤として進んで安全で安心な社会づくりに参加し、貢献できる資質や能力を培うための支援や指導などの取り組みを推進します。</p> <p>《避難訓練の実施率》</p> <p>※各校の実情に応じた避難訓練を学期に1回以上実施</p> <p>25年度：小学校 97.7% 中学校 35.5%</p> <p>⇒30年度：小学校 100% 中学校 100%</p>
105	<p>J-DIG(中学生を対象とした災害図上訓練)</p> <p>[危機管理室・危機管理課]</p>	<p>中学生に対して地域で災害が発生したときの危険箇所や避難方法などをシミュレーションするDIG(J-DIG)を実施し、若年層の防災教育の充実・強化を推進するとともに、将来の防災リーダーを育成します。</p>

③ 子育てに優しい都市環境の整備

No.	事業名 [担当課]	事業概要
106	<p>安全で歩行者等にも優しい道路整備</p> <p>[建設局・道路計画課]</p>	<p>市民生活に密着する生活道路において、地域の要望などを聞きながら、歩道や側溝などの修繕、防護柵の設置等を行い、歩行空間の安全性や快適性、利便性の向上を図ります。</p>

107	<p>バリアフリーのまちづくりの推進</p> <p>[建設局・道路計画課]</p>	<p>子育て家庭をはじめ、誰もが安心して移動できる都市空間を実現し、社会参加できる環境づくりを推進するため、公共施設を中心とした地域における歩道の段差解消や主要駅周辺地区の主要経路の整備など、バリアフリー化を推進します。</p> <p>《主要駅周辺地区のバリアフリー化された主要経路の割合》</p> <p>25年度：88%⇒32年度：100%</p>
108	<p>JR安部山公園駅に対する昇降装置整備支援事業</p> <p>新規 [建築都市局・都市交通政策課]</p>	<p>子どもや妊婦、高齢者等、交通弱者の移動を円滑にするため、JR安部山公園駅にエレベーターを設置するなど、バリアフリー化を図ります。</p>
109	<p>穴生駅バリアフリー化事業</p> <p>新規 [建築都市局・都市交通政策課]</p>	<p>筑豊電気鉄道の駅のうち市内で唯一、高架となっている穴生駅について、エレベーターを設置し、バリアフリー化を図ります。</p>

④ 子育てしやすい住環境の提供

No.	事業名 [担当課]	事業概要
110	<p>多子世帯向け市営住宅への優先入居</p> <p>[建築都市局・住宅管理課]</p>	<p>多子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、多子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行います。</p>
再掲 257	<p>母子・父子世帯向け市営住宅への優先入居</p> <p>[建築都市局・住宅管理課]</p>	<p>母子・父子世帯の居住の安定確保を図るため、市営住宅の定期募集において、母子・父子世帯に対して一般申込枠とは別に申込枠を確保し募集を行います。</p>

再掲 71	家庭内事故防止のためのPR [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>0歳児を除く子どもの死亡原因のトップである不慮の事故をなくすため、「子育てふれあい交流プラザ」内に、日常の生活空間を再現した「セーフキッズ」を設置し、家庭内の危険箇所や事故の予防方法を紹介します。</p> <p>《セーフキッズ利用者数》 25年度：11,582人⇒増加</p>
111	優良賃貸住宅供給支援事業（特定優良賃貸住宅） [建築都市局・住宅計画課]	<p>特定優良賃貸住宅の入居対象となる方に対して家賃の補助を行うことで、ファミリー向けの良質な賃貸住宅への入居促進を図ります。</p> <p>《特定優良賃貸住宅の入居率》 25年度：85.2%⇒80%以上を維持</p>
112	住宅市街地総合整備事業（拠点開発型） [建築都市局・再開発課]	<p>交通や買物など生活利便性の高い「まちなか」において、住宅供給の促進や生活環境の改善・向上を進めることにより、年少人口の定住やコミュニティの回復および子育て支援など、都市活力の再生を図ります。</p>
113	市有建築物のシックハウス対策 [建築都市局・建築課]	<p>室内空気汚染については、ホルムアルデヒド等の化学物質によって健康被害の発生が考えられることから、工事完了時に室内化学物質の残量が国の示す指針値以下であることを確認するなど、誰もが安心して市有施設を利用できるように、室内空気中における化学物質の抑制を図ります。</p>

⑤ 交通安全の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
114 拡充	交通安全の推進 [市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課]	生涯にわたる交通安全教育および効果的な広報啓発活動により、市民に広く交通安全思想を普及し、交通事故防止を図ります。また、自転車利用のルール周知とマナー向上啓発のため「チャレンジ！チャリマスター（自転車ルール検定）」推進事業を実施することで、自転車による交通事故の発生を抑止します。 《交通事故死者数》 25年：22人⇒減少
115	交通安全施設の整備（「文」マーク） [市民文化スポーツ局・安全・安心都市整備課]	子どもの交通事故防止対策として、通学路に「文」マーク路面表示を実施することで、運転者に通学路に対する注意を促し、児童の登下校時の安全な交通を確保します。
116	若松区内における通学支援便運行事業 [交通局・総務経営課]	若松区には、児童・生徒の自宅から学校までの通学距離が非常に長く、徒歩による通学が困難な校区があるため、通学支援を目的とした交通局の独自事業としてその校区に住む児童・生徒向けに、学校の登下校を考慮した一般乗合バスの運行を行います。

政策分野2 子どもの育ちを支える幼児期の学校教育や保育の提供

施策（7）幼児期の学校教育や保育の提供

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

幼稚園、保育所等においては、子どもの健やかな育ちを支援するため、さまざまな遊びや体験を通じて、「生きる力」の基礎作りに取り組むなど、教育内容の充実を図りました。

保育所の待機児童対策については、保育需要の高まり等に伴い一部の地区では待機児童が生じていたことから、民間保育所の開設や既存保育所の定員増を行い、平成22年度から平成26年度までの間に入所定員をおおむね650名拡大し、これにより平成23年度から26年度当初の待機児童はゼロを維持しました。また、多様化する保育ニーズに対応するため、延長保育、病児・病後児保育、休日保育などの特別保育を推進しました。あわせて、直営保育所の統合・民営化を行い、保育所の運営に関する民間活力の活用を図っています。

さらに、教育・保育の質の確保と向上を図るため、幼稚園教諭や保育士に対する合同研修など多様な研修を行い専門性の向上に努めるとともに、事業者が行う自己評価に加え、幼稚園では学校関係者評価を推進し、保育所では第三者評価を実施しました。

また、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図るため、「保幼小連携推進連絡協議会」の設置や啓発パンフレットの作成等、保育所、幼稚園、小学校との連携に取り組みました。

このように、質の高い幼児期の学校教育や保育を提供するとともに、多様なニーズに応える保育環境の整備・充実に努めました。

【現状・課題】

ア. 保育の量の拡充と教育・保育の質の向上

《現状》

少子化や核家族化など、子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中で、生涯にわたる人間形成の基盤として、幼児期の学校教育や保育の重要性が一層高まっています。

本市の保育所の定員については、年度当初の受け入れ態勢はおおむね整っていますが、年度の後半にかけて待機児童が発生している状況にあります。さらに、希望する保育所に入所できない未入所児童も生じています。

また、発達気になる子どもや育児不安を抱える親の増加など、支援が必要な家庭が増えており、幼稚園や保育所等に求められる役割が広がっています。

《課題》

- 地域のニーズを踏まえて策定された「北九州市子ども・子育て支援事業計画」を着実に進めることで、質の高い教育・保育を提供するとともに、保育の量の拡大により年間を通じた待機児童の解消を図る必要があります。
- 保育所においては、地域ごとの施設の配置の状況や児童数の動向を踏まえながら、入所希望に対応できるよう、定員の見直しや施設の適正配置を進める必要があります。
- 多様化する課題に対応しながら、専門的な支援体制を強化し、幼稚園教諭や保育士等の専門性の向上に取り組む必要があります。
- 教育・保育施設の質の向上を図るため、施設が学校関係者評価（幼稚園）や第三者評価（保育所）に取り組むための支援を行う必要があります。

イ. 幼稚園教諭、保育士等の人材確保

《現状》

定員を満たしていない保育所であっても、保育士が確保できないため、児童を受け入れられず、待機児童が発生している状況があります。

また、幼稚園においても、必要な幼稚園教諭を確保することが難しい状況にあります。

《課題》

- 幼稚園教諭免許又は保育士資格を取得見込の学生等を対象とした就職説明会や、保育士資格等を持ちながら、現在、職についていない人材を活用するための研修を実施し、さらなる人材の確保対策に取り組む必要があります。
- 認定こども園の普及にあわせ、幼稚園教諭免許と保育士資格を取得するための単位数を軽減する特例制度（子ども・子育て支援新制度開始後5年間）を積極的に活用する必要があります。

ウ. 新しい時代に対応した市立幼稚園や直営保育所の役割

《現状》

子ども・家庭・地域が変化する中で、市立幼稚園や直営保育所に求められる役割が変化してきています。一方で、直営保育所では長年にわたり、安心して子育てできる環境づくりに努めてきたところですが、その施設はほとんどが昭和40年代から50年代にかけて設置されたもので、地域人口の変化に伴う児童数の減少、老朽化、運営の効率化など、課題を抱えながら運営しています。

《課題》

- 新しい時代に対応した市立幼稚園の役割に応じた体制の見直しが必要です。
- 直営保育所については、担うべき役割に応じた取り組みの強化を図るとともに、運営の効率化と機能の集約に向けた施設の再編を行う必要があります。

工. 多様な保育ニーズへの対応

《現状》

働き方の変化に伴い、延長保育の利用時間の拡大や日曜日・祝日に保育を希望するなど、保育ニーズが多様化しています。

また、多くの保護者から、子どもが病気になったときの対応に苦慮しているとの声があり、「北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査」では、3割を超える方が病児・病後児保育施設等の利用を希望しています。

《課題》

- 子どもの生活リズムを整えること、親子で過ごす時間を確保することなど、家庭における子育てと仕事の調和に十分配慮しながら、保護者の多様なニーズに対応した、預かり保育や延長保育、休日保育などの特別保育について、さらなる充実を図る必要があります。
- 子育てと就労が両立できる環境づくりを進めるため、病気の子どものために仕事を休める職場の体制と、病気の子どもの預かる仕組みの両方を確立する必要があります。

才. 幼稚園、保育所等における障害児保育

《現状》

発達障害など特別な支援を必要とする子どもが増加しており、子ども一人一人の特性に応じたきめ細かな対応が求められています。

そのような中、幼稚園では、障害のある子どもや発達の気になる子どもなど特別な支援を要する子どもについて、状況に応じて受け入れを行っています。保育所では、統合保育が可能な障害のある子どもについて、全ての保育所で受け入れを行っています。

《課題》

- 発達障害など特別な支援を必要とする子どもについて、子どもの発達に応じた適切な支援を行えるよう専門機関との連携を強化することも必要です。
また、障害のある子どもへの対応について、専門研修の実施等を行い、子どもの状況に配慮しながら、幼稚園、保育所等での受け入れをさらに進めることも必要です。
- 乳幼児期の障害では、障害受容に至るまでの保護者の不安や悩みが大きいいため、それを支える相談・支援体制づくりが必要です。

力. 保育所、幼稚園等と小学校の連携

《現状》

近年子どもの育ちが変化しており、自制心や規範意識の不足、基本的な生活習慣の欠如、食生活の乱れ、コミュニケーション能力の不足、運動能力の低下などの問題が指摘されています。特に、小学校への入学にあたり、「着席できない」、「教師の話が聞けない」といった状況が一部で見られます。

《課題》

- 就学前児童が小学校への学習環境へスムーズに移行できるよう、引き続き、連携についての啓発研修や幼児・児童の交流活動を通じ、保育所、幼稚園、小学校など関係者の相互理解や連携の強化を進めていく必要があります。
- 保育所児童保育要録、幼稚園幼児指導要録等の作成・活用や就学前の連絡会の実施などにより、就学先との情報の共有・伝達などに引き続き取り組む必要があります。

キ. 幼稚園、保育所等を拠点とした子育て支援

《現状》

少子化や核家族化、都市化の進行等に伴い地域の支え合い機能が弱まりつつある中、地域における子育て家庭への支援は、幼稚園、保育所等に求められる役割の一つになっています。

《課題》

- 家庭において子どもが健やかに成長できるよう、育児相談や地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした子育て支援における取り組みを一層充実する必要があります。

ク. 教育・保育に関する情報提供

《現状》

子ども・子育て支援新制度においては、保護者が、多様な施設や事業の中から、希望する幼児期の学校教育や保育等を選択できる仕組みとなります。そのため、これまで以上に幼稚園、保育所等に関する情報が求められることとなります。

《課題》

- 子どもや保護者が、多様な教育・保育施設や事業の中から、最もふさわしいサービスを選択できるよう、相談窓口での適切な助言・対応やインターネットなどを利用した分かりやすい情報発信に努める必要があります。

【施策の方向性・柱】

『多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな成長を支える質の高い幼児期の学校教育や保育の提供』

① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上

「北九州市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、計画的に教育・保育を提供することで、平成 29 年度を目標に、年間を通じた待機児童の解消を図ります。また、保育士等の人材確保に取り組みます。加えて、教育・保育の質の向上を図るため、体系的な研修等を通じて幼稚園教諭、保育士等の専門性の向上に取り組みます。あわせて、教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、幼稚園、保育所事業者の意向などを踏まえ、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園への移行支援・普及に努めていきます。さらに、新しい時代に対応した公立の施設となるため、市立幼稚園については研究実践園としての役割に応じた体制の見直し、直営保育所については、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図るとともに、民営化による施設の再編を行います。これらの取り組みの基礎となる幼稚園や保育所などでの教育や保育については、「幼稚園教育要領」や「保育所保育指針」、「認定こども園教育・保育要領」に従い実施し、質を確保するとともに、子どもの育ちを確実に支えていきます。

② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

子どもの生活リズムに十分配慮しながら、幼稚園における預かり保育や保育所における延長保育、休日保育など、多様なニーズに対応した保育サービスの充実を図ります。

③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実

障害のある子どもの成長を支え、また保護者の子育てを支援するため、関係機関との連携を深めながら、障害児保育の充実に取り組みます。

④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

保育所、幼稚園等と小学校間が連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。また、教育・保育に必要な情報伝達を行う仕組みとして、保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等を作成・活用します。

⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

家庭における子育てを支援するため、育児相談や親子遊び、地域交流など、幼稚園、保育所等の機能を生かした取り組みを一層充実します。また、認定こども園については、幼児期の学校教育や保育、地域での子育て支援を総合的に提供する施設として、通っていない子どもの家庭も含め、「子育て相談」、「親子の集いの場」などの子育て支援を行います。

⑥ 教育・保育に関する情報提供

幼児期の学校教育や保育を希望する保護者が、そのニーズに応じた施設や事業を選択できる
よう、区役所での対応や、ホームページなどを活用した情報発信を行います。

【成果の指標（目標）】

① 保育所待機児童数

〈25年4月：0人 25年10月：220人

⇒30・31年4月：0人 30・31年10月：0人〉

※平成29年度末までの待機児童の解消を目指しています。

② 幼稚園、保育所に対する満足度（施設・環境）

◆施設・環境	(i) 幼稚園	〈25年度：85.5%⇒向上〉
	(ii) 保育所	〈25年度：81.4%⇒向上〉
◆教育・保育の内容	(i) 幼稚園	〈25年度：91.3%⇒向上〉
	(ii) 保育所	〈25年度：89.6%⇒向上〉

③ 幼稚園、保育所における評価

(i) 幼稚園における学校関係者評価実施施設数

〈25年度：55施設⇒31年度：90施設〉

(ii) 保育所における児童福祉施設等第三者評価の実施施設数

〈25年度：148施設⇒31年度：全施設〉

(参考データ)

○ 幼稚園・保育所における在園状況

[単位:人、()内は、園・所数]

区 分		合計	門 司	小倉北	小倉南	若 松	八幡東	八幡西	戸 畑
幼稚園	市 立	338 (8)	36 (1)	87 (2)	64 (1)	44 (1)	47 (1)	60 (2)	—
	私 立	14,012 (98)	1,237 (12)	1,781 (18)	3,812 (20)	1,155 (11)	1,168 (10)	4,375 (22)	484 (5)
	小 計	14,350 (106)	1,273 (13)	1,868 (20)	3,876 (21)	1,199 (12)	1,215 (11)	4,435 (24)	484 (5)
保育所	市 立	2,566 (28)	127 (2)	557 (7)	495 (5)	329 (4)	316 (3)	424 (4)	318 (3)
	私 立	13,131 (132)	1,494 (16)	2,425 (25)	3,208 (32)	894 (10)	958 (9)	3,337 (32)	815 (8)
	小 計	15,697 (160)	1,621 (18)	2,982 (32)	3,703 (37)	1,223 (14)	1,274 (12)	3,761 (36)	1,133 (11)
合 計		30,047 (266)	2,894 (31)	4,850 (52)	7,759 (58)	2,422 (26)	2,489 (23)	8,196 (60)	1,617 (16)

注1:幼稚園は、休園中の私立幼稚園数も含む(門司区1、八幡東区1)

注2:幼稚園は平成25年5月1日、保育所は平成25年4月1日現在

○ 幼稚園・保育所の運営主体別施設数(4月1日現在)

区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	市立	8施設	8施設	8施設	8施設	8施設
	私立	98施設	99施設	98施設	98施設	98施設
	計	106施設	107施設	106施設	106施設	106施設
保育所	市立	31施設	31施設	30施設	29施設	28施設
	私立	126施設	126施設	128施設	129施設	132施設
	計	157施設	157施設	158施設	158施設	160施設

注1:市立の保育所には、指定管理を含む

注2:幼稚園は平成 25 年5月1日、保育所は平成 25 年4月1日現在

○ 幼稚園・保育所の定員および入所児童数の推移(4月1日現在)

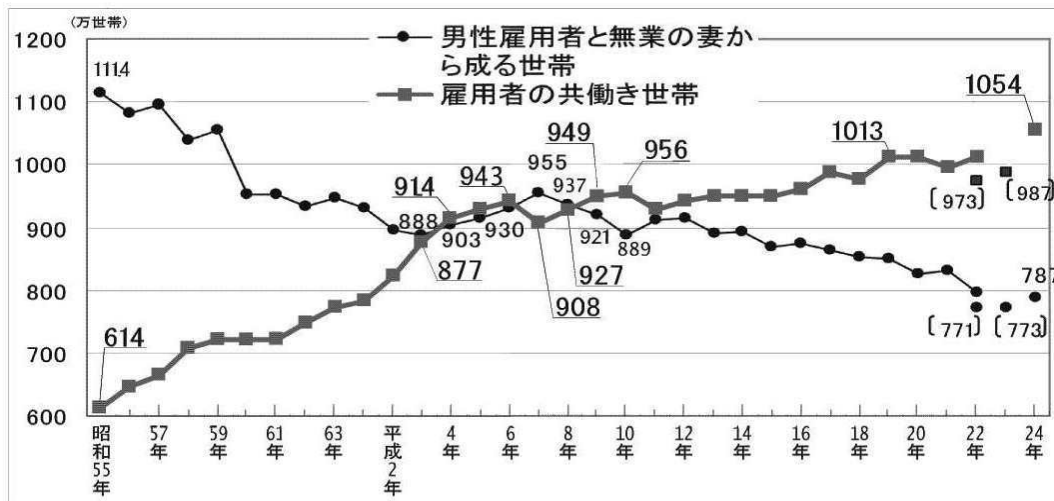
区 分		平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
幼稚園	定員	19,875 人	20,015 人	19,715 人	19,875 人	19,915 人
	入園児童数	13,966 人	13,989 人	14,115 人	14,284 人	14,350 人
保育所	定員	15,814 人	15,754 人	15,829 人	15,838 人	16,033 人
	入所児童数	15,270 人	15,445 人	15,629 人	15,580 人	15,697 人

注1:幼稚園は平成 25 年5月1日、保育所は平成 25 年4月1日現在

○ 保育所の待機児童数の推移

区 分	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
4 月	0 人	16 人	0 人	0 人	0 人
10 月	12 人	89 人	67 人	116 人	220 人
3 月	89 人	131 人	257 人	206 人	318 人

○ 共働き世帯の推移



資料:総務省「労働力調査」 注1:平成 22,23 年の[]内の数字は、岩手県、宮城県、福島県を除く数

○ 土曜日、日等日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望

区 分	土曜日	日曜日・祝日
ほぼ利用したい	19.1%	1.8%
月に1～2回は利用したい	25.3%	16.2%
利用する必要はない・無回答	55.6%	82.0%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 子どもが病気等で教育・保育事業を利用できなかったとき、父母のいずれかが休んだ保護者の病児・病後児施設等の利用希望

区 分	比 率
できれば、施設を利用したい	34.3%
利用したいとは思わない	64.6%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 各施設に対する満足度

施設	区 分	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
認定こども園 (N=11)	施設、環境	54.5%	36.4%	9.1%	0.0%	0.0%
	教育・保育の内容	36.4%	45.5%	18.2%	0.0%	0.0%
幼稚園 (N=512)	施設、環境	31.8%	53.7%	13.1%	1.0%	0.4%
	教育・保育の内容	39.3%	52.0%	8.0%	0.4%	0.4%
認可保育所 (N=436)	施設、環境	33.5%	47.9%	16.3%	1.8%	0.5%
	教育・保育の内容	39.4%	50.2%	9.2%	0.9%	0.2%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

■ 具体的な取り組み

① 保育の量の確保と教育・保育の質の向上

【量の確保】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
117 新規	認定こども園の運営支援 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、認定こども園の運営費用の一部を助成します。
118 新規	認定こども園整備事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	教育・保育施設の利用状況や利用者の希望とともに、事業者の意向などを踏まえ、認定こども園の普及を図るため、施設整備を行う幼稚園に対して、費用の一部を助成します。
119 新規	小規模保育事業の運営支援 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	年度中途の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育事業を実施する幼稚園、保育所等に対し、運営費の一部を助成します。 《実施箇所数》 25年度：0か所⇒31年度：47か所
120 拡充	小規模保育設置促進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	年度中途の入所が困難な3歳未満児の保育ニーズに対応するため、小規模保育を実施する幼稚園、保育所等に対し、施設整備費の一部を助成します。
121 拡充	保育所運営事業 [子ども家庭局・保育課]	仕事と子育ての両立支援を推進するため、保育の必要性のある子どもは誰でも保育所に入所でき、多様なニーズに応えながら、子どもの健やかな育成を支援する保育サービスの実現を図ります。

122 新規	事業所内保育事業 [子ども家庭局・保育課]	自社従業員だけではなく地域の子どもを受け入れる事業所内保育施設に対し、運営費の一部を助成します。
123 新規	認可を目指す認可外保育施設への支援事業 [子ども家庭局・保育課]	認可保育所または認定こども園への移行を希望し、認可基準を満たす見込みのある認可外保育施設に対し、施設整備費、運営費等の一部を助成します。
124 拡充	保育所入所定員の拡大 [子ども家庭局・保育課]	保育所が特に不足する地域について、民間保育所の新規開設や既存保育所の定員増を行います。
125	計画的な老朽改築等の推進 [子ども家庭局・保育課]	老朽化の進む施設を対象に、耐震診断等の結果や老朽度を考慮しながら、民間法人の協力のもと、計画的な施設の改築などを行います。
再掲 150 拡充	幼稚園における一時預かり事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子ども・子育て支援新制度により実施する一時預かり事業において、保護者のニーズに応じて教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。
126	産休明け保育等の対応の強化（家庭保育員の充実） [子ども家庭局・保育課]	保護者の就労等のため保育を必要とする生後 57 日以上 3 歳未満児を、保護者から委託を受け、自宅等を開放して、家庭的な保育を行います。 《実施箇所数》 25 年度：18 か所⇒現状維持

【人材の確保】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
127 新規	私立幼稚園等における就職支援等 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	幼稚園教諭免許状や保育士資格を取得するための単位数を軽減する特例制度（子ども・子育て支援新制度開始後5年間）を積極的に活用します。 また、私立幼稚園、認定こども園が必要とする人材を確保できるよう就職支援などを行います。
128 新規	（仮称）保育士・保育所支援センターの開設・運営 [子ども家庭局・保育課]	保育所への就職を希望する求職者（保育士）と雇用者（保育所）双方のニーズを調整して、保育士の人材確保を図ります。 また、すでに保育所で働いている保育士からのさまざまな相談を受けることで、離職防止につなげます。
129 拡充	保育士就職支援事業 [子ども家庭局・保育課]	保育士の人材確保のため、保育士資格取得見込の学生等を対象に、就職支援説明会を実施する等、保育所へのスムーズな就職を支援します。
130 拡充	保育士資格活用研修事業 [子ども家庭局・保育課]	保育士の人材確保のため、保育士資格を持っていて、現在、保育士の職に就いていない人を対象に研修や見学実習を行います。
131 拡充	保育士等処遇改善 [子ども家庭局・保育課]	保育士の人材確保対策を推進する一環として、保育士の処遇改善に取り組む保育所を助成します。

【人材育成】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
132 [拡充]	幼児教育の振興 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行います。また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、幼児教育の質の向上に向けた取組みを支援します。</p>
133	保育所における研修内容の充実 [子ども家庭局・保育課]	<p>施設長や保育士等の資質向上のため、北九州市社会福祉研修所において研修を実施するとともに、研修内容の一層の充実を図ります。</p>
134	子育て支援員の養成・配置 [子ども家庭局・保育課]	<p>北九州市社会福祉研修所で「子育て支援員養成研修」を実施します。保育士を「子育て支援員」として養成し、子育て相談や育児サークルの支援等、地域に根ざす保育所として、子育て家庭支援の中心的役割を担います。</p> <p>《配置施設数》 25年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
135	認可外保育施設研修代替職員費補助 [子ども家庭局・保育課]	<p>認可外保育施設の保育士等が、施設における安全保育や子どもの人権、保育技術等の研修、感染症等の最新の情報を盛り込んだ研修会の参加を支援することで、職員の資質向上を図ります。</p> <p>《補助対象施設数》 25年度：36施設（全ての認可外保育施設） ⇒現状維持</p>

136	社会福祉施設従事者研修の実施 [保健福祉局・総務課]	<p>保育所、老人福祉施設、障害者福祉施設など、社会福祉施設に従事する職員の資質向上を図る研修（階層別研修、専門研修など）を実施します。</p> <p>《参加者・受講者延べ数》 25年度：2,173人⇒現状維持</p>
-----	-------------------------------	---

【評価と運営支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
137	<p>児童福祉施設等第三者評価事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>保育所や児童養護施設等について、より適切な情報の提供やサービスの質の向上を図るため、第三者評価を実施します。あわせて、全ての施設が第三者評価を実施するよう普及を図ります。</p> <p>《実施施設数》 25年度：148施設⇒31年度：全ての保育所</p>
138	<p>市立学校（幼稚園）評価の実施</p> <p>[教育委員会・指導第一課]</p>	<p>全ての市立学校・園において、家庭や地域と連携し、協力して子どもの健やかな成長を図るため、教育活動等について、学校・園や地域の実情に応じた学校の評価を実施します。</p>
139	<p>幼稚園における学校評価の実施</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p> <p>拡充</p>	<p>教育活動や幼稚園運営の目標を設定し、達成状況等を評価することにより、継続的な改善を図ります。</p> <p>また、自己評価と学校関係者による評価を行い、その結果を公表することにより、保護者等から理解と参画を得て、幼稚園・保護者・地域の連携による幼稚園づくりを進めます。</p> <p>《学校関係者評価実施幼稚園数》 25年度：55施設⇒31年度：90施設</p>

140	<p>保育カウンセラー事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達の気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。</p> <p>また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。</p> <p>《保育所等への対応回数》 25年度：200回⇒現状維持</p>
141	<p>保育指導専門員の配置</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>認可外保育施設の指導監督を強化するため、認可保育所の所長経験者2名を保育課に配置し、きめ細かな指導を行い、施設や職員の資質向上および入所児童の処遇向上を目指します。</p>
142	<p>認可外保育施設衛生・安全対策事業 (職員分)</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>認可外保育施設に従事する職員の感染症などへの罹患を未然に防止し、施設を利用する児童の衛生および安全を確保するため、北九州市内の認可外保育施設(届出対象施設)に従事する職員の健康診断に要する経費の一部を助成します。</p> <p>《補助対象施設数》 25年度：36施設(全ての認可外保育施設) ⇒現状維持</p>

143	<p>認可外保育施設衛生・安全対策事業 (児童分)</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>乳幼児の衛生および安全を確保し、その健全育成に資するため、北九州市内に所在する認可外保育施設(届出対象施設)を利用する児童の健康診断に要する経費の一部を、補助し、健康診断の受診を促進します。</p> <p>《補助対象施設数》 25年度：36施設(全ての認可外保育施設) ⇒現状維持</p>
144	<p>保育所保育士加配</p> <p>拡充 [子ども家庭局・保育課]</p>	<p>質の高い保育を提供するため、1歳児の保育士配置基準を、国の基準である児童6人に対し1人から、児童5人に対し1人とし、一層の保育の質の向上を図ります。</p> <p>また、子ども・子育て支援新制度での3歳児の保育士配置基準に係る人件費加算(20対1を15対1にした場合)に対応し、さらなる保育の質の改善を図ります。</p> <p>《1歳児加配実施保育所数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
145	<p>私立幼稚園等保育料の負担軽減</p> <p>新規 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]</p>	<p>子ども・子育て支援新制度における私立幼稚園等の利用者負担(保育料)については、国の示す利用者負担額を基準としながら、保護者の負担軽減に努めます。</p> <p>また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。</p>
146	<p>保育料の軽減</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育所等の利用者負担(保育料)については、国の示す利用者負担額を基準としながら、保護者の負担軽減に努めます。</p> <p>また、国の基準に基づき、多子世帯の保育料を軽減します。</p>

【新しい時代に対応した市立幼稚園と直営保育所の役割の見直し】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
147	新しい時代に対応した市立幼稚園における教育の推進 [教育委員会・企画課] [教育委員会・指導第一課]	市立幼稚園が本市幼児教育の発展および教育水準の維持・向上に果たす役割は大きく、この目的を達成するために、先導的な研究実践に取り組みます。今後は、研究実践園としての役割に応じた体制の見直しを行い、本市幼児教育の推進を図ります。
148 [拡充]	直営保育所の機能強化と再編・民営化 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所において、特別な支援を要する子どもや家庭の支援を行うなどの機能強化を図ります。 また、保育所運営の効率化と機能の集約を図るため、老朽化した施設の建て替え等にあわせて直営保育所の民営化を行い、施設の再編を進めます。
149	直営保育所給食調理業務民間委託 [子ども家庭局・保育課]	直営保育所本体の民営化と調整しながら、順次、直営保育所給食調理業務を民間委託します。
再掲 156 [拡充]	障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉 [子ども家庭局・保育課]	障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。 加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。 また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。

再掲 166 拡充	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	発達気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。 また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。 《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組
---	----------------------------	---

② 幼稚園、保育所等における多様なニーズに対応した保育サービスの充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 132 拡充	幼児教育の振興 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行います。また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、幼児教育の質の向上に向けた取組みを支援します。
150 拡充	幼稚園における一時預かり事業 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	子ども・子育て支援新制度により実施する一時預かり事業において、保護者のニーズに応じて教育時間の終了後等に預かり保育を実施する私立幼稚園を支援します。

<p>151</p> <p>拡充</p>	<p>延長保育事業 〈特別保育事業補助〉</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保護者の就労形態の多様化や、残業等に伴う保育時間の延長への需要に対応するため、通常の保育時間を越えて、午後7時まで延長する「延長保育」の実施箇所数を拡充します。</p> <p>また地域の実状を踏まえ、子どもの生活リズムに配慮しながら、午後8時までの延長保育を拡充します。</p> <p>《実施施設数：午後7時まで》 26年度：146施設⇒31年度：158施設</p> <p>《実施施設数：午後8時まで》 26年度：1施設⇒31年度：3施設</p>
<p>152</p>	<p>夜間（長時間）保育事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>夜間の保育需要に対応するため、午前7時からおおむね午前0時まで利用できる「夜間保育所」については、利用者の動向を踏まえながら実施します。</p> <p>《実施施設数》 26年度：1施設⇒現状維持</p>
<p>153</p> <p>拡充</p>	<p>一時保育事業 〈特別保育事業補助〉</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保護者のパート就労や冠婚葬祭、育児リフレッシュ等の理由により、一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所において保育します。</p> <p>《実施施設数》 26年度：69施設⇒31年度：86施設</p>
<p>154</p>	<p>休日保育事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>市内の認可保育所に入所、または家庭保育員制度を利用している児童等で、日曜日や祝日等に保護者の就労により保育の必要性がある児童について、指定の保育所で保育します。</p> <p>《実施施設数》 26年度：7施設⇒現状維持</p>

155 拡充	病児・病後児保育の充実 [子ども家庭局・保育課]	現在の病児・病後児保育の利用状況や保護者ニーズを踏まえながら、医療機関併設型の病児・病後児保育を実施します。 また、適切な利用について保護者にパンフレットを配布するなど啓発を行います。 《実施施設数》 25年度：9施設⇒31年度：14施設
---	---------------------------------	--

③ 幼稚園、保育所等における障害児保育の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
再掲 132 拡充	幼児教育の振興 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	私立の幼稚園施設の設備や備品、教材などの購入、特別な支援を要する幼児教育に対する補助など幼児教育環境を整備するとともに、教諭の資質の向上を図るため、公私幼稚園合同研修（新採研修等）の実施や幼稚園団体等が実施する各種研修活動への補助を行います。また、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、幼児教育の質の向上に向けた取組みを支援します。

<p>再掲 266</p>	<p>特別支援教育を推進する全市的な相談支援体制の整備</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課]</p>	<p>幼稚園、小・中・特別支援学校、特別支援教育相談センターおよび関係機関が、機能を生かした相談支援を行います。</p> <p>○全ての市立学校・園において、校内支援体制（特別支援教育コーディネーターの指名等）を整備し、障害のある幼児児童生徒に適切な指導や必要な支援を実施</p> <p>○教職員に対して、指導内容や方法、校内体制づくりについて指導助言する「巡回相談」の実施</p> <p>○本人・保護者や教職員からの相談に対応する「教育相談」の実施</p> <p>○就学について本人・保護者からの相談に対応する「就学相談」の実施 など</p> <p>《特別支援教育センターまたは、特別支援学校のセンター的機能を活用した相談支援の実施校数》 25年度：169校・園⇒30年度：201校・園</p>
<p>再掲 268</p> <p>拡充</p>	<p>特別支援教育を推進する人の配置</p> <p>[教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・教職員課]</p>	<p>市立幼稚園・小・中学校において、障害のある幼児・児童生徒の適切な指導・必要な支援の充実を図るため、特別支援教育支援員の配置や外部人材の活用を行います。</p> <p>○特別支援教育支援員</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別支援教育補助 ・特別支援学級補助 ・特別支援教育ヘルパー（スクールヘルパー） ・特別支援教育介助員 <p>○医療・労働などの専門家</p>

<p>156</p> <p>拡充</p>	<p>障害児保育の充実 〈特別保育事業補助〉</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>障害のある子どもの福祉の向上と、保護者の就労等を支援するため、保育を必要とする統合保育が可能な障害のある子どもについて、全保育所で受け入れを行います。</p> <p>加えて、一時・延長保育を実施している保育所では、在宅障害児（中・軽度）の一時保育、在園障害児の延長保育も行います。</p> <p>また、関係機関の協力のもと、統合保育の可能な重度の障害のある子どもを直営保育所で受け入れます。</p>
<p>再掲 140</p>	<p>保育カウンセラー事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>児童虐待の早期対応・防止や発達気になる子どもへの対応等のため、保育カウンセラーと保育アドバイザーが市内認可保育所を訪問し、児童処遇に関する相談、児童のケアや保護者対応を指導、助言し、保育所を支援します。</p> <p>また、緊急事件等発生時において、迅速に児童、保護者、保育士等のカウンセリングを行い、対象者の心のケアに努めます。</p> <p>《保育所等への対応回数》 25年度：200回⇒現状維持</p>
<p>157</p>	<p>幼稚園・保育所等から小学校・特別支援学校への連絡体制・情報共有機能の強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・特別支援教育課] [教育委員会・指導第一課] [保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>特別な支援を要する児童が小学校や特別支援学校に入学する際、幼稚園・保育所等や障害児施設から必要な情報が引き継がれるよう、相互の連絡体制の確保や情報共有機能の強化を図ります。</p> <p>○個別の教育支援計画等の効果的な活用 ○特別な支援が必要な幼児児童についてのケース会議の実施 ○就学に向けた入学予定児童の引継ぎ資料等の作成 など</p>

158	<p>専門機関との連携による保育所での発達障害児支援の充実</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育所における対応のあり方、専門機関との役割分担、保護者への支援のあり方等について検討を深め、個別の支援計画を作成し、障害児とその保護者支援の充実を図ります。</p> <p>また、保育所職員の資質向上のため研修、施設見学、実習などを行います。</p> <p>《実施施設数》 26年度：全ての保育所⇒現状維持</p>
再掲 271	<p>在宅障害児支援の充実</p> <p>[保健福祉局・障害福祉課]</p>	<p>在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。</p> <p>また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。</p>

④ 保育所、幼稚園等と小学校の連携の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
159 拡充	<p>保育所、幼稚園、小学校の連携</p> <p>[子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [教育委員会・指導第一課]</p>	<p>子どもを取り巻く社会環境が大きく変化する中、子どもを健やかに育むために保幼小間連携し、保育所、幼稚園等の保育環境から小学校の学習環境への円滑な接続を図ります。</p> <p>○保育所、幼稚園、小学校の職員間の交流・研修や園児・児童の交流活動など連携事業の継続実施</p> <p>○保幼小連携の質の向上を図る啓発パンフレットの活用及び連携担当者名簿の作成・活用</p> <p>○子どもの発達や学びの連続性を保障する仕組みとしての保育所児童保育要録や幼稚園幼児指導要録等の作成・活用</p> <p>《保幼小連携事業を実施する保育所、幼稚園等、小学校の割合》 25年度：97%⇒31年度：98%</p>

⑤ 幼稚園、保育所等における子育て支援の充実

No.	事業名 [担当課]	事業概要
160	家庭支援推進保育事業の実施 [子ども家庭局・保育課]	家庭訪問や個人懇談等を通して子どもについて情報交換を行い、保護者との信頼関係を深めて子育て支援を行います。ケース検討や事例研究を行い、自己研鑽をし、保育の質の向上のため研修会を開催します。
再掲 68	家庭・地域への啓発事業 [教育委員会・生涯学習課]	<p>家庭教育について、関心のある保護者とそうでない保護者の二極化傾向が見られる中、従来の取り組みに加え、小学校入学前の早い段階からの啓発の実施など、よりきめ細かく家庭の教育力向上に取り組んでいきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○早寝・早起き・朝ごはんなどの基本的な生活習慣の重要性を啓発するリーフレット「きほんのき」（3～5歳児対象）の作成配布 ○全市立幼稚園・小・中・特別支援学校における家庭教育学級の実施 ○保育所・私立幼稚園における家庭教育学級の拡充（全園での実施） など <p>《家庭教育学級開設数》 25年度：345か所⇒31年度：370か所</p>
161 拡充	幼稚園における子育て支援機能の充実 [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>私立幼稚園における未就園児の親子登園や育児サークル支援、園庭・園舎開放などの実施を支援します。また、幼稚園教諭の研修参加を促進し、子育て支援機能を高めます。</p> <p>さらに、子ども・子育て支援新制度における施設型給付等により、子育て支援機能の充実に向けた取組みを支援します。</p> <p>《子育て支援事業の実施施設数》 25年度：95施設⇒31年度：全施設</p>

162	<p>市立学校(幼稚園)における食育推進事業</p> <p>[教育委員会・指導第一課]</p>	<p>子どもが発達の段階に応じて、食に対する知識や食を適切に選択する力を身につけるとともに、調理に関する基本的技能を習得し、健全な食生活を実践することができるよう体系的な食育を推進します。</p>
163	<p>食育を通じた児童生徒の肥満・痩身対策事業</p> <p>[教育委員会・学校保健課]</p>	<p>市立幼稚園、小・中学校の児童生徒等における肥満・痩身対策の指針として作成した「食育を通じた児童生徒等の肥満・痩身対策ガイドライン」に沿い、各学校において効果的な指導を行い、学校医等や家庭との連携の強化を図り、肥満・痩身対策事業の充実に努めます。</p> <p>また、園児・児童生徒および保護者に対して、肥満・痩身に関する知識の習得や意識の向上を図ります。</p>
164	<p>地域子育て支援センター事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>子育て家庭への支援活動を企画、調整、実施する保育士等の職員を配置し、育児不安等についての相談・指導や育児サークル等への支援を行います。</p> <p>《実施箇所数》 26年度：6か所⇒31年度：2か所</p>
165	<p>子育て支援総合コーディネーター事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>「子育て支援サロン“ぴあちえーれ”」に子育て支援総合コーディネーターを配置し、面接、電話やメールによる子育てに関する相談の対応を行い、必要な関係機関との連携、調整等の支援を行います。</p> <p>また、育児講座を開催するなど、子育て支援の充実に努めます。</p> <p>《育児講座実施回数》 25年度：10回⇒現状維持</p>

166 [拡充]	親子通園事業 [子ども家庭局・保育課]	<p>発達の気になる子どもを保護者とともに受け入れる「親子通園クラス」を直営保育所で運営し、保育所での遊びや体験、相談を通じて継続的に支援します。</p> <p>また、保健・医療・福祉・教育の関係機関と連携しながら、児童の幼稚園、保育所などへの移行を含めた伴走型支援を行います。</p> <p>《実利用組数》 25年度：37組⇒31年度：50組</p>
167	保育所における地域活動事業 [子ども家庭局・保育課]	<p>保育の専門知識を生かし、在園児だけではなく近隣の在宅親子へ育児情報の提供を行ったり、育児相談を行ったりして、子育ての悩みや不安を緩和する役割を担います。</p> <p>また、施設や園庭等を活用した幅広い活動を実施し、開かれた保育所づくりを推進します。</p> <p>《実施施設数》 25年度：151施設⇒31年度：全ての保育所</p>
168	保育所等入所児童への食育推進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>保育所等の入所児童を対象に野菜の栽培や調理などの体験活動を行います。また、給食を生きた教材として活用した、食育の推進を図ります。</p>
169	保育所等を通じた家庭・地域への食育推進事業 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>保育所等において、入所児童の保護者や地域の子育て家庭を対象に、献立表や給食だよりの配布、給食試食会を行います。また、食に関する相談や講演会等を充実していきます。</p>
170	保育所等の給食におけるアレルギー対応 [子ども家庭局・保育課] [子ども家庭局・子ども家庭政策課]	<p>食物アレルギーを有する児童に対して、アレルギー原因食品の除去食や、代替食の対応等を行います。</p>

再掲 20	親子ですすめる食育教室 [子ども家庭局・子育て支援課]	乳幼児期からの正しい食事の仕方や望ましい食習慣の定着のために、幼稚園や保育所等において、未就学児の保護者を対象に幼児期の食育について、栄養士の講話や調理実演などを行います。 《教室参加人数》 25年度：1,658人⇒31年度：1,800人
171 <u>拡充</u>	小児肥満対策事業 [子ども家庭局・保育課]	幼稚園、保育所を対象に身長体重バランス値調査の実施や、職員に対して講習会を開催します。また保護者に対して講話や相談会、リーフレットの配布などを行い、小児肥満に関する知識の普及、予防の啓発を行います。 《予防教室および相談会の実施回数》 25年度：0回⇒31年度：20回

⑥ 教育・保育に関する情報提供

No.	事業名 [担当課]	事業概要
172	幼稚園・保育所等情報の積極的な提供 [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・保育課] [教育委員会・指導第一課]	市民に愛され親しまれる幼稚園、保育所等となるため、また、市民が幼稚園、保育所等を選択する際の一助となるよう、ホームページの充実や、ガイドブックの作成などにより、積極的に、施設の情報提供に取り組みます。 さらに、タイムリーな情報提供を充実させるため、幼稚園、保育所等に通う子どもや保護者向けの情報を、施設を通して提供します。

<p>173</p> <p>新規</p>	<p>保育サービスコンシェルジュ配置事業</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>保育を希望する保護者等の相談に応じ、個別のニーズを把握した上で、認可保育所のほか、一時保育や幼稚園預かり保育などの多様なサービスについての情報提供を行うため、各区役所に1名ずつ「保育サービスコンシェルジュ」を配置します。</p> <p>《配置箇所数》</p> <p>26年度：7か所⇒現状維持</p>
<p>174</p>	<p>保育サービスに関する情報提供の充実</p> <p>[子ども家庭局・保育課]</p>	<p>市ホームページにて、さまざまな保育サービスや各保育所の概況および各月の入所児童数等を公開することで、保育所入所希望者への情報提供の充実を図ります。</p>

政策分野3 子どもや若者の健やかな成長や自立を支える環境づくり

施策（8）放課後児童クラブ

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

放課後児童クラブは、これまで共働き等の理由により昼間保護者のいない、主に小学校低学年の児童を対象に、放課後に適切な遊びや生活の場を提供してきました。

そのような中、本市では平成20年度に、利用者ニーズを踏まえ、待機児童の解消や高学年児童の受入れ等の課題解決に向け、これまでの方針を大きく転換し、希望する全ての児童（小学生）を対象に放課後の安全な居場所を確保する、全児童化に向けた取り組みに着手しました。平成22年度までに、必要な施設や体制の整備を行い、平成23年度には、放課後児童クラブを設置する全ての小学校区で利用を希望する児童を受け入れることができるようになり、高学年児童を含め利用児童が大幅に増加しています。

一方、増加する児童に適切に対応できるよう、障害児への対応を支援する巡回カウンセラーや小学校との連携を促進する放課後児童クラブアドバイザーをクラブに派遣するとともに、指導員を対象とした研修を充実するなど、指導員の資質の向上に努めました。また、魅力あるクラブづくりに向け、クラブの体験・交流活動を充実させるため、地域のボランティアの方に協力してもらうなど、地域と連携した取り組みを進めました。

このように、ハード・ソフトの両面で放課後児童クラブを充実しながら、児童の放課後の居場所づくりを進め、児童の健全育成を図りました。

【現状・課題】

ア. 待機児童の解消

《現状》

放課後児童クラブの設置が必要とされる全ての小学校区にクラブを設置しましたが、今後も利用児童の増加が見込まれ、既存の施設のままでは、児童の専用区画の確保が懸念される放課後児童クラブがあります。

《課題》

- 放課後児童クラブの入所を希望する児童の受け入れができるように、施設の増設などにより、児童の専用区画を確保する必要があります。

イ. 利用内容など

《現状》

現在、放課後児童クラブは、校区社会福祉協議会などの地域団体や社会福祉法人など多様な団体によって運営されており、運営に関するモデルプランを示しているものの、クラブごとに開設時間や保護者負担金などの運営状況に違いがあります。

《課題》

- 放課後児童クラブに対する利用者のニーズに応えられるよう、利用内容の拡充を図る必要があります。
- 国の児童の集団の規模に関する基準を踏まえ、規模に応じた指導員の配置を行う必要があります。

ウ. 運営内容

《現状》

放課後児童クラブの全児童化に伴い、高学年児童や障害のある児童の利用が増加しています。学校や地域等との連携、協力による地域や放課後児童クラブの特性を活かした活動については、それぞれの放課後児童クラブによって、その取り組みに差があります。

《課題》

- 児童の指導にあたる放課後児童支援員等の資質の向上、小学校等との一層の連携、運営団体への必要な支援など、放課後児童クラブの運営体制の充実を図る必要があります。
- 従来の「安全な子どもの居場所づくり」との視点だけでなく、学校や地域との連携を通じ、思いやりの心を持ち、自立した子どもを育む必要があります。

【施策の方向性・柱】

『希望する全ての子どもが入所でき、充実した活動ができる放課後児童クラブの実現』

① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

放課後児童クラブの施設整備や利用内容の充実など、運営基盤の強化を図ります。

② 放課後児童クラブの魅力向上

放課後児童支援員等の資質向上など放課後児童クラブの運営体制の充実を図るとともに、クラブの活動内容の充実を目指して、学校や地域との連携を図り、魅力あるクラブの運営を促進します。

【成果の指標（目標）】

① 放課後児童クラブの待機児童数（4月1日現在） 〈25年度：0人⇒31年度：0人〉

② 放課後児童クラブに対する満足度

（i）施設・環境 〈25年度：76.2%⇒向上〉

（ii）開所日・開所時間 〈25年度：75.4%⇒向上〉

(参考データ)

○ 放課後児童クラブ数および設置校区数(4月1日現在)

年 度	クラブ数	校区数
平成 23 年度	187 クラブ(186 クラブ)	126 校区(126 校区)
平成 24 年度	193 クラブ(192 クラブ)	126 校区(126 校区)
平成 25 年度	197 クラブ(197 クラブ)	126 校区(126 校区)

注:()は、全児童化実施クラブ数および校区数(4月1日現在)

○ 登録児童数および待機児童数 (4月1日現在)

年 度	登録児童数		待機児童数	
		高学年児童数	人数	クラブ数
平成 24 年度	9,080 人	1,917 人	0 人	0 クラブ
平成 25 年度	9,510 人	2,162 人	0 人	0 クラブ

○ 18時30分以降まで開設している放課後児童クラブ (4月1日現在)

年 度	クラブ数
平成 24 年度	189 クラブ (97.9%)
平成 25 年度	196 クラブ (99.5%)

○ 放課後児童クラブでの障害のある子どもの受け入れ数 (4月1日現在)

年 度	人数	クラブ数
平成 24 年度	245 人	112 クラブ
平成 25 年度	283 人	123 クラブ

○ 放課後児童クラブに対する満足度

区 分	大変満足	ほぼ満足	やや不満	大変不満	無回答
施設、環境	24.2%	52.0%	16.8%	1.2%	5.7%
開所日・開所時間	26.2%	49.2%	17.2%	2.5%	4.9%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

■ 具体的な取り組み

① 放課後児童クラブの運営基盤の強化

No.	事業名 [担当課]	事業概要
175	放課後児童クラブにおける児童受入のための施設整備 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童数の増加により、本市の基準で定める児童の専用区画の確保が難しくなる放課後児童クラブについて、計画的に増設等の施設整備を行います。 《放課後児童クラブの待機児童数[4月1日現在]》 25年度：0人⇒31年度：0人
176 拡充	放課後児童クラブの利用内容の充実 [子ども家庭局・子育て支援課]	利用者ニーズに対応するため、クラブの開設時間や保護者負担金等の標準化を推進します。なお、開設時間については、「小1の壁」解消のため、午後7時までの延長を推進します。また、児童に適切な指導が行えるよう、児童おおむね40人に対して、放課後児童支援員等の2人配置を促進します。 《午後7時以降まで開設するクラブの割合》 25年度：13.7%⇒31年度：50%

② 放課後児童クラブの魅力向上

177	放課後児童クラブの運営体制の充実 [子ども家庭局・子育て支援課]	障害のある児童等への対応が適切に行えるよう、体系的な研修制度の整備や、巡回カウンセラーの派遣などにより、放課後児童支援員等の資質向上を図ります。 また、放課後児童クラブアドバイザーの派遣を通じて、障害のある児童への対応等で、クラブと学校等との相互の関係づくりを促進します。 運営委員を対象とした運営事務の専門研修の実施や個別課題への対応を支援する巡回相談を行い、運営体制の充実に努めます。
-----	-------------------------------------	--

再掲 271	在宅障害児支援の充実 [保健福祉局・障害福祉課]	在宅の障害児の生活を支えるため、専門スタッフによる家庭訪問や外来相談を行います。また、総合療育センター等の専門施設が児童発達支援センター等と連携を図り、在宅障害児に専門的な支援を行う体制の充実を図ります。
178	放課後児童ヘルパーの活用 [子ども家庭局・子育て支援課]	地域の特色を活かした放課後児童クラブの活動を推進していくため、各クラブが、地域の人材を「放課後児童ヘルパー」として活用するための取り組みを支援していきます。 《ヘルパー活用クラブの割合》 25年度：35.5%⇒向上
179	夏の教室（地域版）の実施 [子ども家庭局・子育て支援課]	放課後児童ヘルパー等地域力の活用や大学との連携などにより、夏季休業日中に小学校で1週間程度実施されている「夏の教室」の地域版等を放課後児童クラブで実施し、生活体験やスポーツなど体験の機会を増やすとともに、学習習慣を養います。 《実施クラブの割合》 25年度：35.5%⇒向上
180	放課後ジュニアリーダープログラムの展開 [子ども家庭局・子育て支援課]	高学年児童をジュニアリーダーとし、指導員、放課後児童ヘルパーとともに、低学年児童等のお世話をするすることで、高学年児童の思いやりの心や自立を促します。 《実施クラブの割合》 25年度：35.5%⇒向上

施策（９）青少年の健全育成

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

主体的・意欲的に生きるたくましい青少年を育成するため、中・高校生等の若者を対象に、学習や体験、スポーツ・文化活動、仲間との交流等を通じ、豊かな人間性と社会性を育てる「ユースステーション」を平成25年度に新設するとともに、ボランティア体験活動など青少年が社会体験活動等に参加する機会や場を提供しました。

また、青少年の非行対策を全市的な視点から総合的・効果的に取り組むため、警察等関係機関、地域団体、行政などで構成する「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部」を平成24年度に立ち上げました。その中で、学校等で子どもの規範意識を育む「非行防止教室」や危険ドラッグ等の危険性を周知する「薬物乱用防止教室」の実施、地域の方々による補導活動など青少年を非行等から守る取り組みを行いました。その結果、シンナー等乱用で検挙補導された少年は、平成15年の349人をピークに減少し、平成25年は0人となりました。

不登校生徒については、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置など学校への支援を効果的に行ったことにより、減少傾向にあります。一方、いじめについては、平成24年度に「いじめに関する実態調査」を全市一斉に実施した結果、件数は大幅に増加しましたが、調査で認知されたいじめは全て解消されました。

このように、地域社会全体で青少年の健全育成に取り組む視点に立ち、「子どもの健やかな成長を支える環境づくり」に努めました。

【現状・課題】

ア. 青少年への社会体験活動等

《現状》

近隣の大人とのコミュニケーションがない子どもや、日常的に異年齢の友達とふれあっていない子どもが増えています。また、約8割の小学生が子ども会に入っていないなど、地域社会等における体験活動等の機会が減っています。

また、青少年の体験活動を支える少年自然の家等の青少年教育施設の多くは建物、設備等の老朽化が進んでいます。

《課題》

- 青少年がさまざまな社会体験活動などを日常的、継続的に取り組めるような仕組みづくりを進める必要があります。
- 青少年教育施設のあり方の検討が必要です。

イ. 青少年を取り巻く有害環境

《現状》

不良行為少年の補導人員は依然として、延べ1万6千人程度と高水準にあります。

「刑法犯少年の検挙補導人員」は減少傾向にありますが、非行者率や再犯者率が全国平均よりも高い傾向にあります。また、ネット依存症ともいえる状況や、スマートフォンなどの安易な使用による犯罪被害の増加、危険ドラッグ等の乱用も懸念されています。

《課題》

- 有害環境を浄化するための取り組みが必要です。
- 道徳教育や規範教育を充実し、青少年の規範意識の醸成を図る必要があります。
- 街頭補導や見守り活動など、地域と連携した非行の未然防止のための取り組みが必要です。

ウ. 青少年が抱える問題（不登校）

《現状》

不登校児童生徒数は、平成20年度をピークに減少しています。

《課題》

- 学校が、家庭や関係機関と連携しながら、不登校の未然防止に取り組むとともに、学校復帰に向けたさらなる取り組みが必要です。

エ. 青少年が抱える問題（いじめ）

《現状》

市立小・中・特別支援・高等学校の児童生徒を対象としたいじめ実態調査（アンケートおよび面談）によると、いじめ発生件数は、平成20年度に比べ小学生、中学生ともに増加しています。

《課題》

- いじめの問題は、発生件数の多少に関わらず、命や生き方、人権にかかわる重大な問題であり、早期発見、早期対応が求められています。

オ. デートDVの現状

《現状》

高校生や大学生など若者の間でも、殴る、蹴るなどの「身体的暴力」、怒鳴る、無視する、メールのチェックなどの「精神的暴力」、嫌がっているのに性的な行為を強要されるなどの「性的な暴力」といった、デートDV（ドメスティック・バイオレンス）が起っています。

デートDVについては、若者の間でも認識されていない場合が多く、また誰にも相談できずにいる人が多いのが現状です。

《課題》

- 若年層に対し、交際相手からの暴力の問題について考える機会を提供し、正しい知識の周知と予防啓発に努める必要があります。

【施策の方向性・柱】

『家庭・地域・学校・行政等の連携による、青少年健全育成のための社会環境づくり』

① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

次世代を担う青少年が社会とのかかわりを自覚し、自己を確立・向上していけるよう、青少年に社会体験活動等の機会や場を提供します。また、青少年の体験活動を支える青少年施設のあり方の検討を進めます。

② 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進

青少年を有害環境から守るため、地域と連携し、有害環境の浄化とともに、非行防止に取り組めます。

③ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進

警察や薬剤師会、地域団体等との連携を図り、薬物乱用防止教室や各種キャンペーン等を行い、危険ドラッグをはじめとする薬物乱用の撲滅機運を高めるための取り組みを推進します。

④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進

いじめ防止対策推進法の趣旨を踏まえ、いじめ防止対策を充実していく上での体制整備を図るとともに、関係機関との連携を密にしていきます。

生徒指導や教育相談活動を通じて不登校やいじめの未然防止、解消を目指します。また、的確に実態を把握し、きめ細かな対応を行うとともに、取り組みの点検や充実を図ります。

⑤ デートDV予防啓発の推進

デートDV（高校生や大学生等の若年層における交際相手からの暴力）について、若年層を対象とした出前講演等を開催し、理解促進と予防啓発を図ります。

【成果の指標（目標）】

① 青少年ボランティアステーションにおけるボランティア体験活動者数

〈25年度：6,342人⇒増加〉

② 非行者率（少年人口1,000人当たりの人数）

〈25年：11.0人⇒31年度：7.0人〉

③ いじめの解消率

(i) 小学生 〈24年度：96.9%⇒30年度：100.0%〉

(ii) 中学生 〈24年度：95.6%⇒30年度：100.0%〉

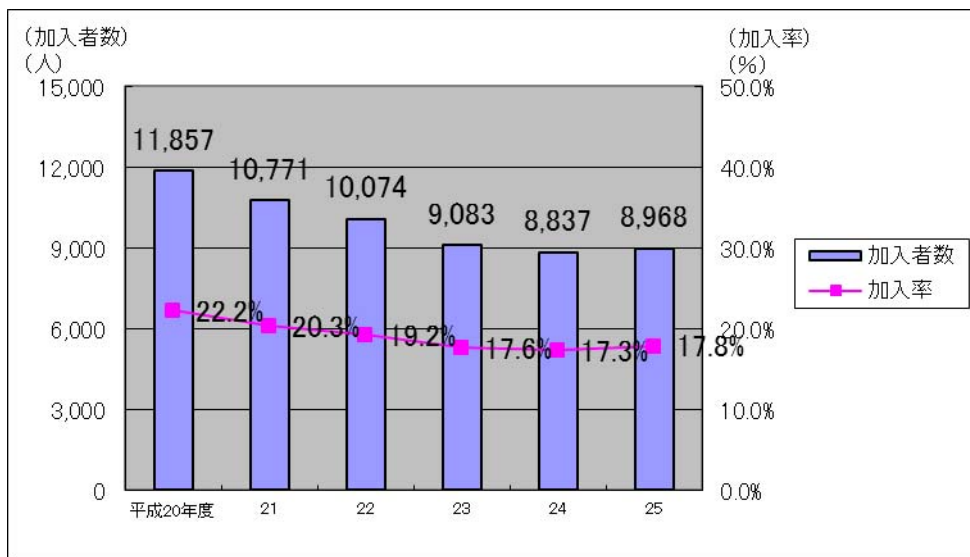
(参考データ)

○ 子ども(小学生)の地域とのつながり

区分	ほとんど無い	まったく無い
近隣の大人とのコミュニケーション	10.9%	1.5%
異年齢の子どもとの日常活動	13.5%	4.4%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 子ども会の加入者数・加入率*1



*1:加入者数…小学生会員数 加入率=加入者数÷市内の児童数

○ 携帯電話の所有率およびフィルタリングの利用率

区分	小学生	中学・高校生
携帯電話の所有率	34.4%	75.1%
(うちフィルタリングの利用率)	(72.9%)	(61.4%)

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

○ 非行者率*2

北九州市	全国
11.0 人	5.8 人

資料:福岡県警察データより集計(平成 25 年)

*2:非行者率…10 歳から 19 歳までの少年 1000 人あたりの検挙補導人員数

○市立小中学校での不登校児童生徒数

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学生	72 人	112 人	131 人	137 人	95 人
中学生	762 人	710 人	668 人	654 人	645 人
計	834 人	822 人	799 人	791 人	740 人

資料:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

注:長期欠席者のうち、「不登校」を理由に報告されている児童生徒数

○市立小中学校のいじめ発生件数

区分	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度
小学生	45 件	49 件	37 件	19 件	98 件
中学生	105 件	83 件	95 件	84 件	181 件
計	150 件	132 件	132 件	103 件	279 件

資料:文部科学省「児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査」

○ 中学・高校生が放課後等で過ごすことが多い場所

区分	放課後	休日
自宅	69.1%	77.6%
学校(部活動等)	54.8%	40.8%
学習塾や予備校等	27.1%	16.8%
公園や街中など屋外 (友だち等と遊んでいる)	6.2%	24.9%
友だちの家	6.1%	19.5%

資料:北九州市子ども・子育て支援に関する市民アンケート調査(平成 25 年度)

注:複数回答

■ 具体的な取り組み

① 青少年への社会体験活動等の機会や場の提供

【青少年の体験活動の推進】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
181	青少年体験活動活性化事業 [子ども家庭局・青少年課]	青少年育成事業情報を発信し、体験活動の場を紹介するとともに、青年リーダーの養成などを通じて、さらなる青少年の健全育成環境づくりを進めます。
182	青少年の家の運営 [子ども家庭局・青少年課]	施設周辺の豊かな自然の中で、野外活動や集団生活などの体験を通して、規律、協同、友愛、奉仕の精神を学び、心身ともにたくましい青少年の育成を図ります。また、身近でより安全かつ快適に利用できるように、青少年施設の環境整備を行います。
183	児童文化科学館の運営 [子ども家庭局・青少年課]	プラネタリウム、科学教室などの体験を通じた科学事業、演劇会などの文化事業を開催し、科学教育の振興、児童文化の向上を図ります。
184	青少年施設のあり方の検討 [子ども家庭局・青少年課]	行財政改革大綱の公共施設マネジメント方針に沿い、児童文化科学館を含む青少年施設のあり方の検討を進めます。
185	児童館の運営 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童に健全な遊びを与えることで、健康を増進し、情操を豊かにすることを目的に運営するとともに、母親クラブ等の地域活動の育成助長を行います。

<p>再掲 232</p> <p>拡充</p>	<p>ユースステーションの運営</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身に付ける場となる「ユースステーション」の運営を行います。</p> <p>こうした新たなニーズへの対応について、運営形態や設置場所などを含め、青少年施設のあり方の中で検討を進めます。</p> <p>《若者向け事業への参加者数》 25年度：914人⇒31年度：1,500人</p>
<p>186</p>	<p>青少年ボランティアステーション推進事業</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>青少年の成長に欠かすことのできないさまざまな体験活動等を通じ、青少年が社会構成員として、規範意識や社会性、協調性を身に付けることができるよう、青少年ボランティアステーションを拠点に、青少年のボランティア体験活動を支援、促進します。</p> <p>また、ひきこもりや非行等の問題を抱える少年の社会的自立を支援するため、社会参加ボランティアプログラムを実施します。</p> <p>《ボランティア体験活動者数》 25年度：6,342人⇒増加</p>
<p>187</p>	<p>野外教育等推進事業</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>自然体験活動などを通じて「生きる力」を育む野外活動等推進事業に加え、夜宮青少年センターを拠点に中学・高校生の居場所づくり、ボランティアの養成などに取り組みます。</p> <p>《施設利用者延べ人数》 25年度：129,636人⇒増加</p>

188	家庭・地域・学校の連携推進 [教育委員会・生涯学習課] [教育委員会・企画課]	地域ぐるみで子どもを見守る「あいさつ運動」や、子どもの生きる力を育み、心豊かでたくましい子どもを育てるため、体験活動の機会の充実など、地域や家庭と学校が一体となった取り組みを推進します。 《市民センターでの子ども交流事業や体験活動への参加者数》 25年度：59,775人⇒30年度：70,000人
189	チャレンジ100キロ～歩け北九州っ 子若武者の旅～ [子ども家庭局・青少年課]	心身ともにたくましい子どもたちの育成を目的として、約100名の子どもたちが、市内の青少年施設に連泊しながら、市内の山々など約100キロの行程を踏破します。
190	夏休み！ こどもバスぽ～と [交通局・総務経営課]	子どもの社会参加、自立、自主性の育成に貢献するとともに、子育てに対する保護者の経済的負担や送迎の負担を軽減するため、夏休み期間中、小・中学生を対象とした市営バスが乗り放題となる乗車券を発売します。通常の1日乗車券の料金（小学生350円、中学生700円）で、利用者が任意で定めた7日間、市営バスの全路線に利用できます。 《販売枚数》 25年度：327枚⇒31年度：1,000枚

【青少年の活動を支える地域団体への支援】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
191	児童健全育成ボランティア推進事業 [子ども家庭局・子育て支援課]	児童館における児童健全育成活動や子育て支援活動をより充実し、地域全体に広げていくために、児童館を拠点として活動しているボランティア組織「みらい子育てネット（母親クラブ）」の活動を支援し、その充実を図ります。 《クラブ数》 25年度：15クラブ⇒現状維持

192	子ども会等地域活動推進事業 [子ども家庭局・青少年課]	地域における子どもの活動を活性化させるため、地域で子どもたちが活動し成長する環境づくりや、そのような活動に携わる市民への支援を行います。
193	遊びの広場促進事業 [子ども家庭局・青少年課]	子ども会をはじめとした青少年育成団体などの活動の活性化を図るため、他の団体・グループ活動の参考になる事業に対し支援を行います。
194	青少年団体の活動支援 [子ども家庭局・青少年課]	青少年の健全育成や非行防止活動を推進するため、青少年団体の運営や活動を支援し、連携強化を図ります。

【スポーツによる健全育成】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
195	総合型地域スポーツクラブ育成・支援事業 [市民文化スポーツ局・スポーツ振興課]	<p>総合型地域スポーツクラブは、人々が身近な地域でスポーツに親しむことのできるスポーツクラブです。多世代、多種目、多志向を特徴とし、地域住民等により自主・主体的に運営される総合型地域スポーツクラブは、これからの地域スポーツの中核をなすものであり、この果たす役割は大きいことから、総合型地域スポーツクラブの育成・支援に取り組みます。</p> <p>《クラブ会員数》 25年度：2,320人⇒32年度：4,000人</p>

196	<p>「わくわく体験」スポーツ教室</p> <p>[市民文化スポーツ局・スポーツ振興課]</p>	<p>近年、テレビゲームなどの屋内遊具の発展・普及により、青少年の運動不足が懸念されており、特に冬季には屋外での運動が減少する傾向にあります。冬季のスポーツとしてバランス感覚や柔軟性の向上に最適な「アイススケート」が体験できるよう市内全小学校児童（約51,000人）を対象に無料招待します。また、希望者によるスケート教室も実施します。</p> <p>《実施校数》</p> <p>25年度：全小学校⇒現状維持</p>
197	<p>プロスポーツチームによる夢感動プロジェクト</p> <p>[市民文化スポーツ局・スポーツ振興課]</p>	<p>本市をホームタウン・準ホームタウンとするプロスポーツチーム「ギラヴァンツ北九州」「福岡ソフトバンクホークス」「堺ブレイザーズ」に加え、日本女子ソフトボール2部リーグに所属する「CLUB北九州」の4者合同による現役選手などを活用した子ども向けスポーツ体験教室を実施します。</p> <p>《体験教室参加人数》</p> <p>25年度：116人⇒28年度：150人</p>
198	<p>新・夢・スポーツ振興事業</p> <p>新規 [市民文化スポーツ局・スポーツ振興課]</p>	<p>2020年の東京オリンピックの開催を踏まえ、国際・全国大会で活躍する選手を育成するため、選手個々の能力を高める事業を実施します。</p> <p>《選手強化事業参加者数》</p> <p>30年度：500人</p>
199	<p>学校施設開放事業</p> <p>[教育委員会・生涯学習課]</p>	<p>地域スポーツの普及および児童の安全な遊び場の確保のため、学校教育に支障のない範囲で小・中学校の体育施設を市民に開放します。</p>

【文化・科学体験の促進】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
200	夏休み子ども文学館開催事業 [市民文化スポーツ局・文学館]	<p>文学館において、子どもの読書・創作活動の意欲を高め、豊かな感性を培うことを目的に、夏休み期間を利用して子どもを対象とした企画展、イベント、作品募集などを開催します。</p> <p>子どもたちに魅力のある企画展の開催と、PR活動の工夫を行い、利用客の増加を図ります。</p> <p>《夏休み企画展入場者数》 25年度：2,076人⇒31年度：5,000人</p>
201	学校等訪問コンサート [市民文化スポーツ局・文化振興課]	<p>文化体験を通して、子どもたちの豊かな情操を養うとともに、芸術文化に対する関心を高め、未来の文化の担い手として育成するため、アーティストが直接学校に出向いて生の音楽等を提供します。</p> <p>《満足度》※実施校に対するアンケートによる 25年度：96%⇒現状維持</p>
202	子ども文化ふれあいフェスタ [市民文化スポーツ局・文化振興課]	<p>日本舞踊やいけばななどの文化体験を通して、子どもたちの豊かな情操を養うとともに、芸術文化に対する関心を高め、未来の文化の担い手として育成するために、8月下旬に文化団体等が企画したワークショップ等を実施し、芸術文化に対する関心を高めます。</p> <p>《満足度》 25年度：94%⇒現状維持</p>
203	北九州市少年少女合唱団・ジュニアオーケストラ育成事業 [市民文化スポーツ局・文化振興課]	<p>北九州市少年少女合唱団、北九州市ジュニアオーケストラの活動に対する支援を行います。</p>

204	<p>ジュニアマイスター養成講座</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>科学体験やものづくり体験を通して「科学がすき、ものづくりがすき」な子どもたちの育成を図るため、小・中学生を対象とした各種科学教室を開催します。</p> <p>《参加者数》 25年度：8,343人⇒31年度：10,000人</p>
205	<p>こども文化パスポート事業</p> <p>[教育委員会・企画課]</p>	<p>地域の文化・歴史・自然に接することにより、豊かな心を育むとともに、親子のふれあう機会を増やすことを目的として、夏休み期間を中心に、文化施設をはじめとするさまざまな施設に無料（一部割引）で入場できるパスポートを子どもに配布します。</p>
206	<p>わくわくアートミュージアム事業</p> <p>[市民文化スポーツ局・美術館普及課]</p>	<p>子どもたちの感動する心や豊かな情操を養うため、美術館を積極的に活用し、美術に親しむ態度を育てます。また、美術館の重要な役割の一つとしての教育・普及活動のうち、学校の美術教育活動を支援します。</p> <p>《美術鑑賞教室実施回数》 25年度：18回⇒年間40回</p> <p>《子ども向けワークショップ開催回数》 25年度：9回⇒現状維持</p>
207	<p>博物館セカンドスクール事業</p> <p>[市民文化スポーツ局・自然史・歴史博物館普及課]</p>	<p>博物館を第2の学校（教育の場）として位置づけ、ミュージアムティーチャー（博物館勤務の教員）を配置し、体験学習の実施や学習プログラムの作成等に取り組み、理科・社会科への学習意欲向上に資することにより博学連携を推進します。</p>

【さまざまな体験活動】

No.	事業名 [担当課]	事業概要
208 新規	外遊び（プレイパーク）の検討 [子ども家庭局・子ども家庭政策課] [子ども家庭局・青少年課]	子どもの健全育成を図るため、自然にふれあい、さまざまな外遊びができる機会を提供することが重要であるとの観点から、自然の地形や樹木を利用し、「子どもたちが自分の責任で自由に遊ぶ場」であるプレイパークについて、先進事例調査や本市での実現可能性、NPO等との協働のあり方などの検討を行います。
209	環境教育推進事業 [教育委員会・指導第一課]	体験的な学習を通して環境に対する認識を深めるとともに、環境の保全等のために主体的に行動する実践的な態度や資質、能力の育成を図ります。 ○小学4年生を対象とした「環境体験科」の実施 ○ユネスコスクール推進指定校の拡充 など
210	こども環境学習推進事業 [環境局・環境学習課]	子どもたちが、地域で自主的に環境活動を行うことを支援する「こどもエコクラブ」事業を実施します。 あわせて、環境ミュージアムなどの利用により、子どもの環境学習を推進します。 《こどもエコクラブ登録団体数》 25年度：19団体⇒31年度：40団体
211	地元いちばん推進事業 [産業経済局・農林課]	小学生が農作業体験等を通して、農業および地産地消に対する理解促進を図ります。

212	長野緑地「市民参加による農業体験教室」 [建設局・公園管理課]	長野緑地の公園予定地の一部を活用して、市民に一年を通して有機農業栽培管理や花作りを体験する場を提供します。 また、子どもたちが自然の中で遊び、学ぶ場を提供したり、収穫物を使用したイベントの実施など、市民の参加を拡大するイベント等を開催します。 《農業体験教室参加者数》 毎年度：2,000人
-----	--	--

② 有害環境から青少年を守り、非行を未然に防止するための取り組みの推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
213	少年サポートチーム推進事業 [教育委員会・指導第二課]	児童生徒の問題行動は多様化・深刻化が進み、学校や家庭だけでは解決困難な生徒指導上の問題が増加しているため、学校・教育委員会・警察などの関係機関による相互の行動連携を強化し、問題行動の未然防止や早期の解決を図ります。 ○少年サポートチーム（警察官や教員のOB）による、問題行動を起こす児童生徒やその保護者、被害にあった児童生徒への支援 ○薬物乱用防止教室等の非行防止に係る啓発活動の実施
214	非行防止活動の推進 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉 [子ども家庭局・青少年課] [教育委員会・指導第二課]	非行者率や再犯者率が依然として高水準にある状況を踏まえ、ネットによる誹謗中傷や有害サイト、危険ドラッグ等の課題にも対応した非行防止教室を実施するなど、児童生徒の規範教育の充実を図ります。また、PTA等とも連携し、保護者や地域住民に対して非行に関する現状や対策等を周知するなど、非行の未然防止や早期解決を図るための取り組みを進めます。

再掲 26	<p>思春期保健連絡会</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課] [子ども家庭局・青少年課] [教育委員会・指導第二課] [保健福祉局・保健医療課]</p>	<p>思春期の心身の変化を正しく理解し、自分自身の心と体を大切にする健康教育を推進するため、医療・学校・地域・行政等の関係者による連絡会を開催し、現状の把握や課題の共有および連携強化を図るとともに、思春期保健の対策等について協議します。</p> <p>また、協議の結果等を踏まえ、思春期の健康教育を効果的に実施します。</p> <p>《教室実施回数》 25年度：77回⇒31年度：100回</p>
再掲 5 新規	<p>(仮称)生涯を通じた女性の健康支援・妊娠・出産包括支援事業</p> <p>[子ども家庭局・子育て支援課]</p>	<p>女性が生涯を通じて女性特有の健康の悩み(思春期の健康相談、避妊、思いがけない妊娠、妊娠、出産、更年期障害等)について相談できる専門窓口を設置します。</p> <p>また、妊産婦の不安や悩みに対応し、妊娠・出産、育児期を通して、切れ目なく母子を支援することができるよう、産前・産後サポート体制や相談機能を充実します。</p>
215	<p>有害情報等から子どもを守る事業</p> <p>[教育委員会・指導第二課]</p>	<p>インターネット上のサイトにおいて、児童生徒によるいじめや非行行為等の不適切な書き込み等の実態を把握し、ネットトラブル等の早期解決と未然防止に関する指導を推進します。スマートフォンや携帯電話については、市PTA協議会などとも連携し、使用方法についての家庭でのルールづくりを推進します。</p> <p>また、教職員の対応力向上のための研修や保護者等へリーフレットを作成・配布するなど啓発を行います。</p>

216	<p>地域における青少年の見守り体制の充実・強化 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>少年補導委員等による補導・環境浄化活動や、北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」を拠点とした青少年への夜間声かけパトロール、米（マイ）ドリーム事業や多世代農園事業等、地域で行われる青少年健全育成活動の充実・強化に努めます。</p> <p>《少年補導委員による補導活動回数》 25年度：3,882回⇒31年度：同水準</p>
217	<p>青少年育成会・地域会議等推進事業 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>地域ぐるみで青少年の健全育成・非行防止への取り組みを進めるため、青少年育成会や地域会議等の活動を支援します。</p>
218	<p>出会い系サイトをはじめとする有害環境対策事業 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>青少年が、出会い系サイト等をきっかけとする事件に巻き込まれるケースの増加を受け、メディア上の有害環境の危険性を伝える取り組みを進めます。</p>
219	<p>消費者教育の推進 [市民文化スポーツ局・消費生活センター]</p>	<p>市内の小・中学生、高校生、大学生、新入社員等若者世代に対し、最新の消費者被害の実態や、消費者として必要な知識を紹介することで、賢い消費者の育成を図ります。</p> <p>《出前講座受講者数》 25年度：1,642人⇒31年度：1,800人</p>

③ 危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止対策の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
220	薬物乱用防止等啓発事業 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉 [保健福祉局・保健医療課]	薬物乱用のない社会環境づくりを推進するため、小中学校等で実施される薬物乱用防止教室等のマニュアル作成や主に中学・高校生を対象とした街頭啓発活動を行います。
221	薬物乱用対策事業 [保健福祉局・精神保健福祉センター]	薬物依存になった人が相談し、回復に向けた支援が受けられるよう、「薬物・ギャンブル相談窓口」や「薬物の問題で悩む家族のための教室」「依存症回復プログラム」等を実施します。 また、さまざまな課題に対する各関係機関との連携強化を目的として、地域薬物関連問題連絡会議等を開催します。
222 [拡充]	危険ドラッグをはじめとする薬物の乱用防止に向けた広報・啓発 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉 [子ども家庭局・青少年課]	シンナー等乱用少年の検挙補導人員は0人（平成25年）ですが、一方で危険ドラッグ等の使用が疑われる事案など新たな課題も生じています。こうした状況を踏まえ、薬物乱用防止教室等の対策を進めます。 《薬物乱用防止対策事業参加者数》 25年度：6,381人⇒同水準

④ 不登校やいじめの未然防止、解消に向けた取り組みの推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
223 拡充	いじめ対策の充実 [教育委員会・指導第二課]	<p>いじめは児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、未然防止に取り組むとともに事案の早期発見・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組めます。</p> <p>「北九州市いじめ防止基本方針」に基づく、いじめ問題に係る各種取り組みの実施により、いじめの状況把握、分析および調査研究並びに関係機関との連携等により、いじめ問題の解決を図ります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○「いじめ問題に関する実態調査（アンケート・面接）」の全校実施 ○教職員用の指導書「いじめ問題を見逃さないために」を用いた研修の実施 ○「北九州市いじめ問題専門委員会」による調査審議 ○「北九州市いじめ・非行防止連絡会議」による関係機関・団体との連携強化 など
224	不登校対策の充実 [教育委員会・指導第二課]	<p>不登校は児童生徒に関わる最重要課題の一つであることから、事案の未然防止・早期解決や、社会性の育成を含む多様な支援を行うことで問題解決に取り組めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○小中連携の研修会や取り組みの強化 ○不登校児童生徒療育キャンプの実施 など <p>《不登校児童生徒の復帰好転率》</p> <p>24年度：小学校 32.6% 中学校 33.6% ⇒30年度：小学校 90.0% 中学校 72.0%</p>

225	<p>スクールカウンセラーの配置</p> <p>[教育委員会・指導第二課]</p>	<p>不登校やいじめ等問題を抱える児童生徒および保護者への対応には、小・中学校等におけるカウンセリング等の機能の充実を図る必要があることから、教育相談に関する高度で専門的な知識・経験を有する臨床心理士等の「心の専門家」をスクールカウンセラーとして、全ての中学校区に配置し、小学校に派遣するなどして、生徒指導上の諸問題の解決を図ります。</p>
226	<p>スクールソーシャルワーカー活用事業</p> <p>[教育委員会・指導第二課]</p>	<p>不登校、いじめ、児童虐待など児童生徒に係る問題行動解消のため、社会福祉士や精神保健福祉士の資格を有し、専門的な知識を有するスクールソーシャルワーカーを配置して、児童生徒への直接的な働きかけとともに家庭環境への働きかけなど、福祉的視点から支援活動を行います。</p> <p>《スクールソーシャルワーカー配置数》 25年度：7人⇒30年度：10人</p>

⑤ デートDV予防啓発の推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
227 [拡充]	<p>デートDV予防啓発事業 (男女共同参画基本計画推進事業)</p> <p>[子ども家庭局・男女共同参画推進課]</p>	<p>若年層（高校生・大学生等）において、顕在化しているデートDVは、将来、深刻な男女間の暴力の問題につながる可能性があることから、若年層を対象とした出前講演等予防啓発を行います。</p> <p>《デートDV予防教室参加者数》 25年度：2,798人⇒増加</p>

施策（10）子ども・若者の自立や立ち直りの支援

【元気発進！子どもプランの実績・成果】

さまざまな悩みや課題を抱える若者の自立を支援するため、その総合相談窓口となる『子ども・若者応援センター「YELL」』を平成22年度に設置し、関係機関と連携しながら、相談対応や若者の課題や段階に応じた体験プログラムの提供など、きめ細かな自立支援に取り組みました。加えて、少年支援室における不登校や非行等の少年への支援・援助、ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」におけるひきこもりの課題を抱えた当事者・家族への支援などにも取り組みました。

また、青少年の非行対策に全市的な視点から総合的・効果的に取り組むため、警察、関係機関、地域団体、行政などで構成する「北九州市青少年の非行を生まない地域づくり推進本部」を平成24年度に立ち上げました。その中で、非行少年の立ち直り支援への取り組みとして、深夜はいかい等を行う青少年の居場所となる北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の設置や、非行歴のある青少年を雇用し、立ち直りを支える「協力雇用主」に対する見舞金制度の創設（ともに平成25年度）などに取り組みました。

さらに、若者ワークプラザ北九州を拠点に、おおむね40歳までの若年求職者に対して、就職活動に関する相談・助言、就職関連情報の提供や職業紹介、就業意識や能力向上のための講座等を実施し、地域の若年者の就業支援に取り組みました。このように、社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている子どもや若者等が、自立できる社会環境づくりに努めました。

【現状・課題】

ア. 若者を取り巻く現状

《現状》

将来を見通せない不安の中で、社会生活を円滑に営む上でのさまざまな困難を抱えている若者の増加が社会問題となっています。本市においては、不登校、ひきこもり等による少年支援室への通室は横ばい傾向で、保護者や本人からの相談件数は、平成21年度以降やや増加しています。

《課題》

- 子ども・若者の育成支援に関する相談・情報提供、助言等に関する拠点機能の維持・充実が必要です。
- 不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える青少年に対して、個々に応じたよりきめ細かな立ち直りへの支援が必要です。
- 子ども・若者を支援するためのネットワークの維持・充実が必要です。
- インターネット等による情報の提供により、若者に有益な情報やそれぞれの専門機関の情報などを効果的かつタイムリーに発信することが必要です。
- 若者の自立に向けた意識啓発、社会参加準備のための体験プログラム等の確保が必要です。

イ. 少年犯罪や非行

《現状》

「刑法犯少年の検挙補導人員」は減少傾向にありますが、非行者率や再犯者率が全国平均よりも高い傾向にあります。また、子ども総合センターにおける非行相談件数は、平成 19 年度をピークに減少傾向にありましたが、ここ数年は横ばい状態です。

《課題》

- 非行少年の立ち直り支援と自立を促進するため、警察や保護司会、協力雇用主会、学校、地域等関係機関・団体との連携を図り、より効果的・効率的で適切な支援等が行えるよう着実な取り組みを進めていくことが必要です。

【施策の方向性・柱】

『社会生活を円滑に営む上での困難を抱えている若者が自立できる社会環境づくり』

① 若者の自立を支援する環境づくり

現代の若者の悩みやトラブルは複合化・複雑化しており、不安定な雇用やニート（若年無業者）、ひきこもりなどに対応するためには、従来の個別分野における対応では限界があります。若者が自立できるまで、継続性のある有効な支援を行っていくため、教育、福祉、保健・医療、矯正・更生保護、雇用等の関連機関・団体が連携し、若者を総合的にサポートする環境づくりを行います。

② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

警察や保護司会、協力雇用主会等、関係機関・団体との連携を図り、非行相談や、家庭環境等に問題を抱える青少年の居場所づくり、非行歴のある青少年の就労支援等、地域の理解を深め、非行からの立ち直りを支えるための取り組みを推進します。

【成果の指標（目標）】

① 「YELL」来所相談者の就業等実績（累計数）

〈25年度：222人⇒31年度：500人〉

② 北九州市協力雇用主見舞金登録者数

〈25年度：10人⇒増加〉

(参考データ)

○ 若者の労働力状況(15歳以上40歳未満)

区分	北九州市		全国	
	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
ニート (若年無業者)	1.2% (3,718 人)	1.1% (3,050 人)	1.2% (500,911 人)	1.1% (428,898 人)
臨時雇用者	7.6% (22,895 人)	16.6% (45,444 人)	8.2% (3,325,354 人)	16.2% (6,136,561 人)
完全失業者	6.4% (19,091 人)	5.8% (15,765 人)	5.1% (2,075,347 人)	5.0% (1,883,862 人)
労働力状況不詳	4.9% (14,547 人)	5.4% (14,718 人)	4.6% (1,865,712 人)	6.7% (2,548,083 人)
計	20.1% (60,251 人)	28.9% (78,977 人)	19.1% (7,767,324 人)	29.0% (10,997,404 人)

資料:総務省「国勢調査」

○ 若年者の年代別完全失業率

年代	北九州市		全国	
	平成 17 年度	平成 22 年度	平成 17 年度	平成 22 年度
15～19 歳	18.5%	16.7%	14.6%	12.8%
20～24 歳	13.5%	10.6%	10.7%	9.9%
25～29 歳	10.2%	9.3%	8.1%	8.2%
30～34 歳	7.8%	7.9%	6.4%	6.6%
35～39 歳	7.1%	6.9%	5.4%	5.9%

資料:総務省「国勢調査」

○ ニート(若年無業者)、フリーターの人数(15歳以上35歳未満)

年	フリーターの人数(全国)
22	182 万人
23	184 万人
24	180 万人
25	182 万人

資料:総務省「労働力調査」

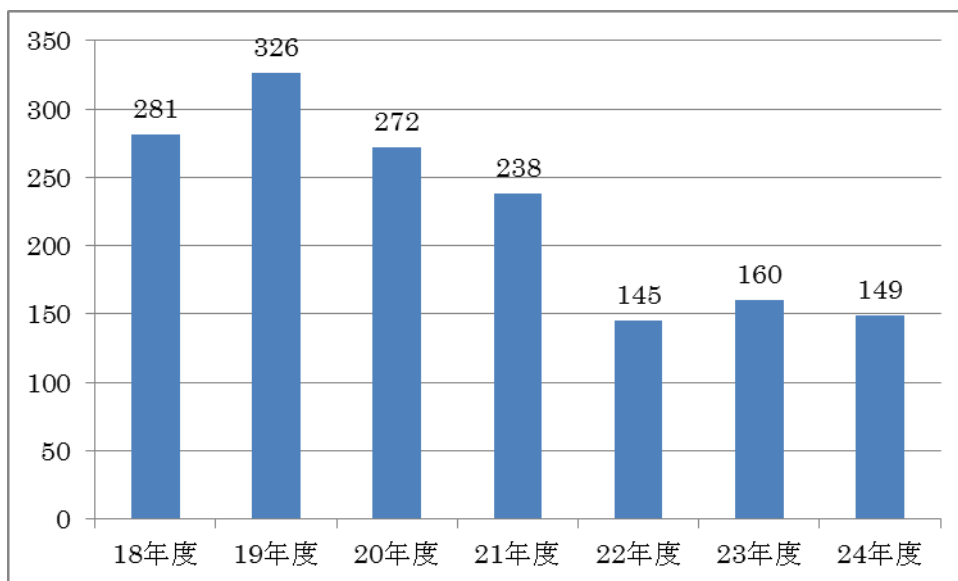
○ 再犯者率*1

北九州市	全国
38.1%	34.3%

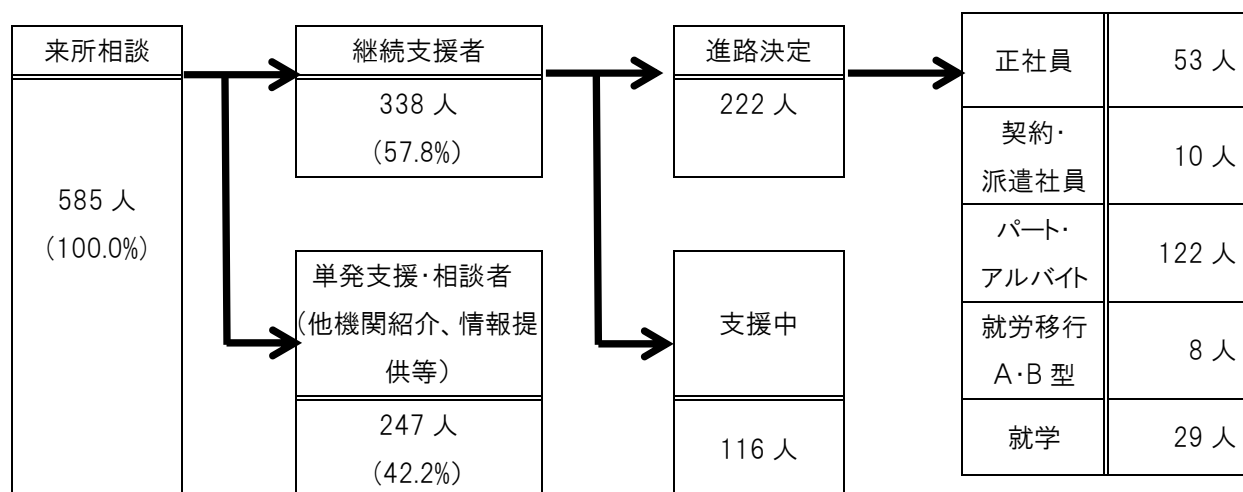
資料:福岡県警察データより集計(平成 25 年)

*1:再犯者率…14歳～19歳の犯罪少年検挙人員のうち、再犯者が占める割合

○ 子ども総合センターの非行相談件数推移



○ 「YELL」来所相談者の支援状況・就業等実績(平成 22 年 10 月～26 年 3 月)



○ 北九州市立ユースステーション利用者数(平成 25 年度)

利用区分	小学生	中学生	高校生	大学・専門	一般	計
合計	5,709 人	5,341 人	44,849 人	2,726 人	5,169 人	63,794 人
(割合)	(8.9%)	(8.4%)	(70.3%)	(4.3%)	(8.1%)	(100.0%)

■ 具体的な取り組み

① 若者の自立を支援する環境づくり

No.	事業名 [担当課]	事業概要
228	若者のための応援環境づくりの推進 [子ども家庭局・青少年課]	若者向けHPや「北九州市子ども・若者支援地域協議会」の運営、ユースアドバイザー養成講習会の開催など、若者を総合的にサポートする環境づくりを推進します。
229 [拡充]	子ども・若者応援センター「YELL」の運営 [子ども家庭局・青少年課]	子ども・若者応援センター「YELL」を拠点とし、社会生活を円滑に営む上で困難を抱えている子どもや若者の自立を応援・支援します。
230	ひきこもり地域支援センター「すてっぷ」の運営 [保健福祉局・障害福祉課]	ひきこもりの問題を抱えた当事者や家族等の電話相談や来所相談、訪問支援、フリースペース等を提供することで、ひきこもり当事者が社会に参加し、いきいきと自分らしく暮らせることを目指します。 《相談延べ件数》 25年度：1,510件⇒現状維持
231	社会的ひきこもり対策事業 [保健福祉局・精神保健福祉センター]	さまざまな要因によるひきこもりの中でも、背景に精神疾患や発達障害がないとされる「社会的ひきこもり」の状態にある人が自立できるよう、「社会的ひきこもり家族教室」等による支援を実施します。 また、「ひきこもり支援実務者連絡会」の開催等、関係機関との連携を図るための体制づくりを目指します。

232 [拡充]	ユースステーションの運営 [子ども家庭局・青少年課]	<p>中・高校生をはじめとした若者が、学習や体験、スポーツ文化活動、仲間との交流等を通じて、自己を発見し、社会性や自立性を身につける場となる「ユースステーション」の運営を行います。</p> <p>こうした新たなニーズへの対応について、運営形態や設置場所などを含め、青少年施設のあり方の中で検討を進めます。</p> <p>《若者向け事業への参加者数》 25年度：914人⇒31年度：1,500人</p>
233	若年者就業促進事業 [産業経済局・雇用政策課]	<p>「若者ワークプラザ北九州」の運営により、おおむね40歳までの若年求職者に対して、職業相談や講座・セミナー、希望や適性に合った職業紹介、就職関連情報の提供等を実施し、地元企業への就職を促進します。</p>

② 非行からの立ち直りを支える取り組みの推進

No.	事業名 [担当課]	事業概要
234 [拡充]	北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉 [子ども家庭局・青少年課]	<p>深夜はいかいを繰り返す青少年をさまざまな危険から守り、その立ち直りを促進するため、夜間開所し、はいかいしている青少年への声かけや相談対応、立ち直り支援機関への引継ぎ等を行う北九州市青少年支援拠点「ドロップイン・センター」の運営を行います。</p>

<p>235</p> <p>拡充</p>	<p>協力雇用主と連携した就労支援 〈北九州市「青少年の非行を生まない地域づくり」推進本部運営事業〉</p> <p>[子ども家庭局・青少年課]</p>	<p>非行歴のある青少年の就職促進やその受け皿となる協力雇用主の拡大を図るため、協力雇用主が雇用した少年から業務上の損害を受けた場合に見舞金を支給する制度を運営するとともに、ボランティア活動や就労体験等、各種プログラムを実施します。</p> <p>《協力雇用主数》 25年度：81社⇒増加</p>
<p>236</p>	<p>非行少年の立ち直り支援と体制強化</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>非行少年の立ち直りと自立を促進するため、学校、警察、地域等と連携して非行少年およびその家庭への支援を積極的に行います。また、教育委員会や警察等の関係機関と非行相談連絡会議を定例開催し、教育・福祉の視点に立った取り組みを実施します。</p>
<p>237</p>	<p>少年支援室の運営</p> <p>[子ども家庭局・子ども総合センター]</p>	<p>不登校やひきこもり、非行等の悩みを抱える少年を通室させ、生活習慣の確立や自学自習、集団適応指導等のさまざまな少年の状態に応じたきめ細かな支援活動を行い、学校や社会への復帰を図ります。</p>